

第2期  
本宮市  
子ども・子育て  
支援事業計画

令和2年度～令和6年度

すべての子どもがいきいきと育つ  
まちづくり

令和2年10月  
本宮市



アッピー

あゆみ

せゆみちゃん

## はじめに

本宮市では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立したことに伴い、平成 27 年 3 月に「本宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでまいりました。

全国的な少子化が進行する中であって、次世代育成は、家庭だけでなく社会全体で取り組まなければならない重要な課題であり、そのニーズはさらに高まっています。



このような中、本市では社会情勢やニーズ変化を施策に反映させ、第 1 期の基本理念「すべての子どもがいきいきと育つまちづくり」を引き継ぎ、さらに施策を推進するため「第 2 期本宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念の実現に向け、4 つの基本指針を設け、安心して子どもを産み育てることができ、子育て家庭の不安や負担を軽減できるまちづくりを目指します。

また、基本指針を達成するための 6 つの基本目標を定め、具体的な施策を盛り込むことで、より実効性の高いものとしたしました。

本計画で掲げる基本理念を市民の皆様と共有し、取り組みが着実に進められることにより、次代の社会を担う子どもたちの「最善の利益」が、市の将来像である「『笑顔』あふれる『人』と『地域』が輝くまちもとみや」において実現されることを期待いたします。

市民の皆様、関係団体・機関の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査（利用者意向把握調査）やパブリックコメントにご協力いただき、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、多大なるご尽力をいただきました「本宮市子ども・子育て会議」委員の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 2 年 10 月

本宮市長 高松 義行

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画策定の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 本宮市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	4
1 統計データからみる本宮市の現状.....	4
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる本宮市の現状.....	10
3 第1期計画の取り組み状況.....	22
4 計画策定に向けた現状と課題のまとめ.....	27
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 基本理念.....	32
2 基本指針.....	32
3 基本目標.....	33
4 施策体系.....	34
5 基本目標ごとのSDGs達成に向けた取り組みについて.....	37
第4章 総合的な子ども・子育て支援施策の推進.....	39
基本目標1：子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の充実.....	39
基本目標2：地域における子育て家庭への支援の推進.....	42
基本目標3：妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う仕組みづくり.....	48
基本目標4：子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの推進.....	55
基本目標5：仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みの推進.....	58
基本目標6：支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取り組みの推進.....	60
第5章 子ども・子育て支援事業の推進.....	63
1 子ども・子育て支援事業の基本的考え方.....	63
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	65
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	66
第6章 計画の推進体制.....	72
1 計画の周知.....	72
2 計画の推進体制.....	72
3 計画の進行管理.....	72
4 市民ニーズをすみやかに反映する仕組みづくり.....	72
資料編.....	73
1 本宮市子ども・子育て会議条例.....	73
2 本宮市子ども・子育て会議 委員名簿.....	74
3 策定の経緯.....	75

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

わが国では、依然として出生数の減少や出生率の低下に伴い、確実に少子化が進んでいる状況となっています。また、地域においては、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て力・教育力の低下が懸念されるとともに、就労形態の変化等により、共働き家庭が増加し、保育における待機児童の増加や仕事と子育てを両立できる環境の整備等が課題となっています。

国では、これまで少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められました。

その後平成24年には、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられました。また、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められています。

さらに令和元年10月には、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されました。

このような状況の中、本市においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「本宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、この計画の期間満了に伴い、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年を計画期間とした、「第2期本宮市子ども・子育て支援事業計画」を新しく策定します。

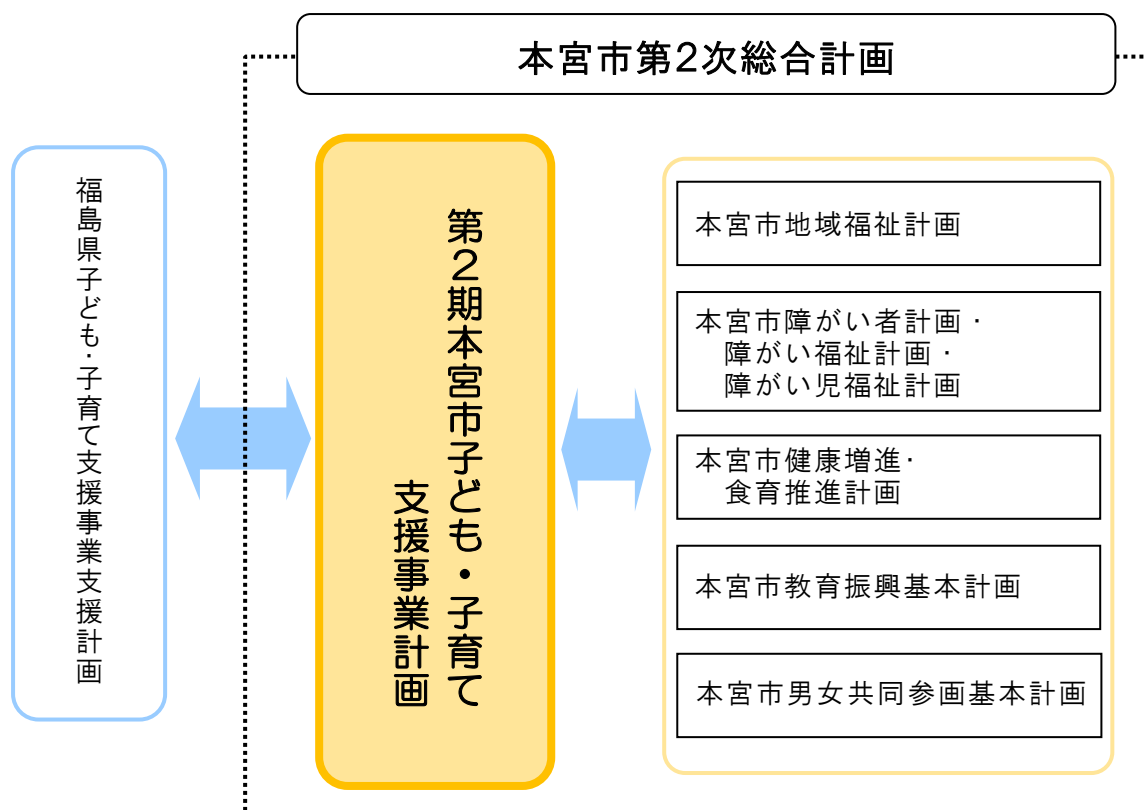
※本計画における「子ども」とは

本計画において、「子ども」とは、児童福祉法第4条による「児童」のことであり、18歳未満の者を指します。本計画は、生まれる前から乳幼児期、青少年期に至る概ね18歳までの子どもとその保護者、地域社会を構成するすべての人を対象とします。

## 2 計画策定の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。また、「次世代育成支援対策推進法」の改正により、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されたことを受け、同法第8条で定める「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」も包含し、これまでの成果を踏まえ再構築した位置づけとします。

本計画においては、上位計画である「本宮市第2次総合計画」や子どもの福祉・教育に関する関連計画との整合、連携を図ります。



### 子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年とします。また、計画最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第2期計画（本計画）					
				→ 見直し	第3期計画



## 第2章 本宮市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

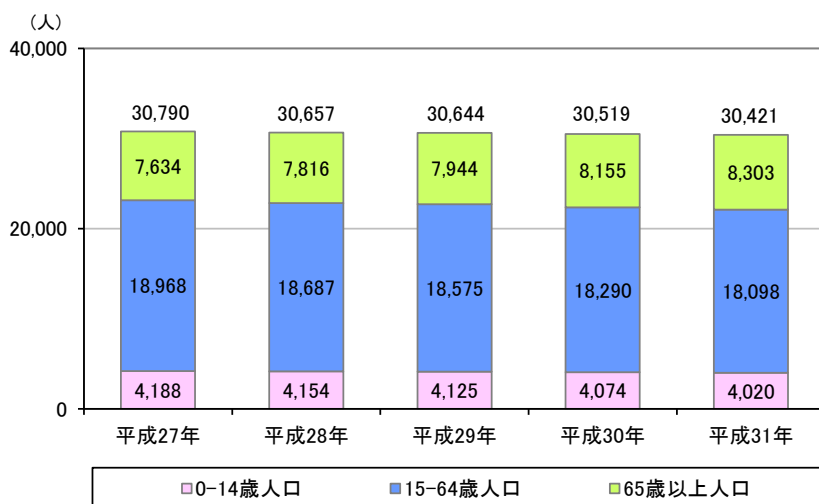
### 1 統計データからみる本宮市の現状

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

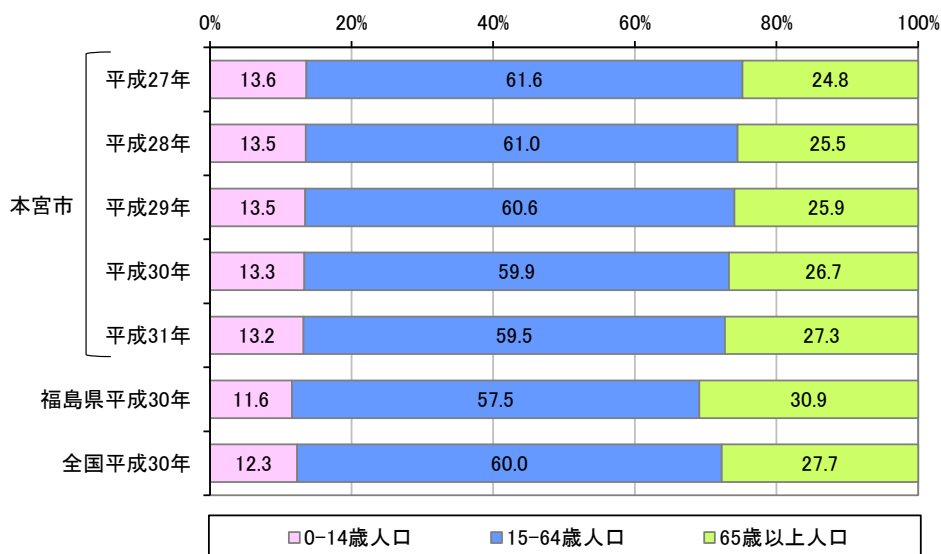
本市における総人口は、減少傾向が続き、平成31年現在では30,421人となっています。年齢3区分別人口をみると、65歳以上人口（高齢者人口）が増加する一方、15-64歳人口（生産年齢人口）と0-14歳人口（年少人口）は減少傾向となっています。

0-14歳人口（年少人口）の構成比をみると、減少傾向が続きますが、平成30年時点の国と福島県の構成比と比較すると、国と福島県より高い水準となっています。

【総人口と年齢3区分別人口】



【年齢3区分別人口構成比】

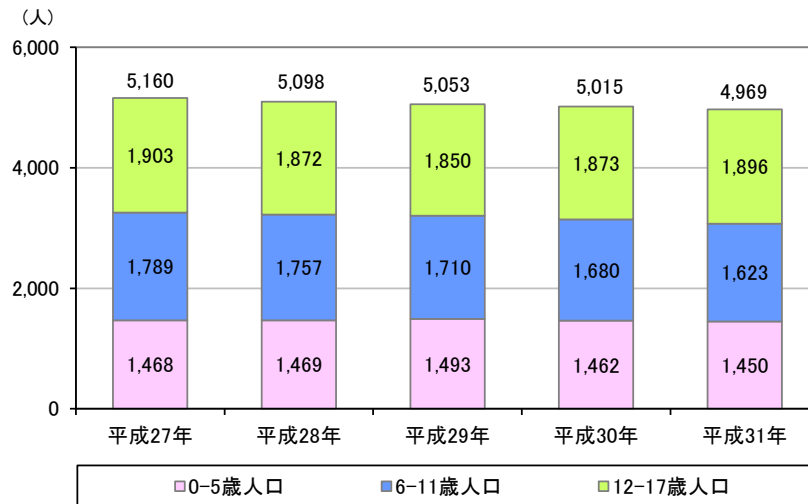


資料：市の人口／住民基本台帳（各年3月末日）  
 全国と県の人口／総務省統計局人口推計（平成30年10月1日現在の人口／平成31年4月公表）

## (2) 18歳未満人口と年齢3区分別人口の推移

本市における18歳未満人口をみると、減少傾向が続き、平成31年現在では4,969人となっています。年齢3区分別人口をみると、0-5歳人口では平成30年以降減少し、6-11歳人口では減少傾向が続く反面、12-17歳人口では平成30年以降増加しており、平成31年現在では0-5歳人口が1,450人、6-11歳人口が1,623人、12-17歳人口が1,896人となっています。

【18歳未満人口と年齢3区分別人口の推移】

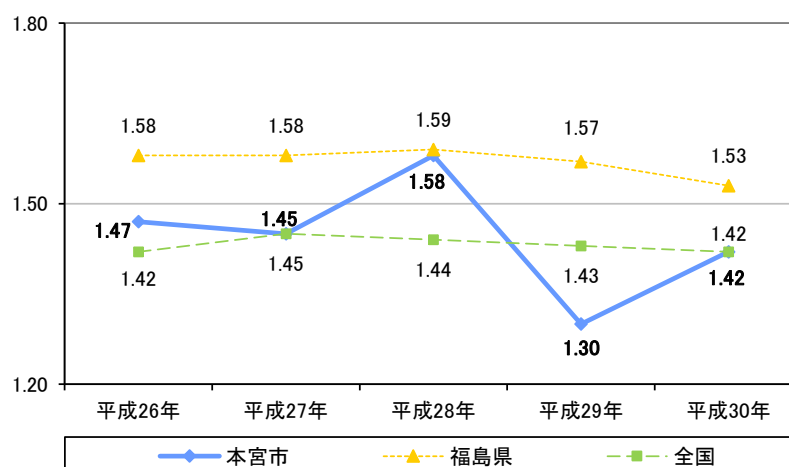


資料：住民基本台帳(各年3月末日)

## (3) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が出産可能年齢（15～49歳）に産む子どもの数を示す合計特殊出生率をみると、福島県は国の水準より高い中、本市は、平成30年には国の水準とほぼ同様となっています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：本宮市は市独自算出、福島県と全国は「人口動態統計」

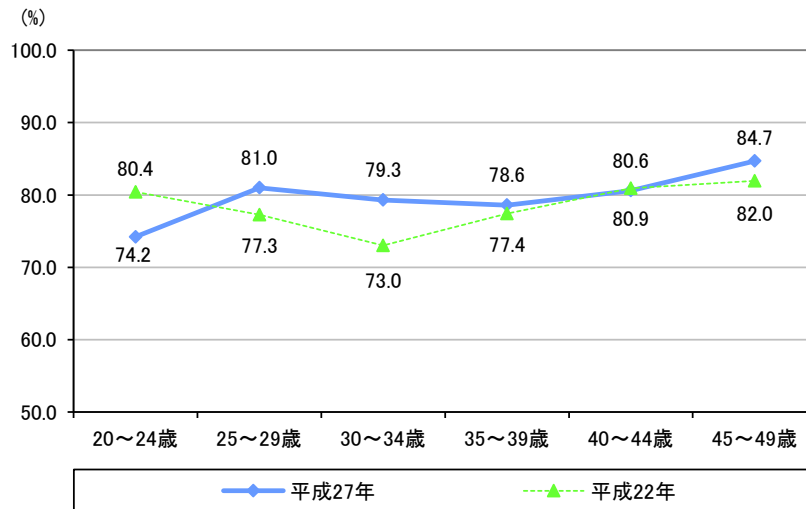


#### (4) 女性の年齢別労働力率\*の推移

本市における女性の年齢別労働力率をみると、平成 27 年では、平成 22 年と比べ 25～49 歳で労働力率が増加しています。

【女性の年齢別労働力率の推移

(平成 17 年は合併前のため過去2回の数値のみ/以下同様)】



資料：国勢調査(各年 10 月 1 日)

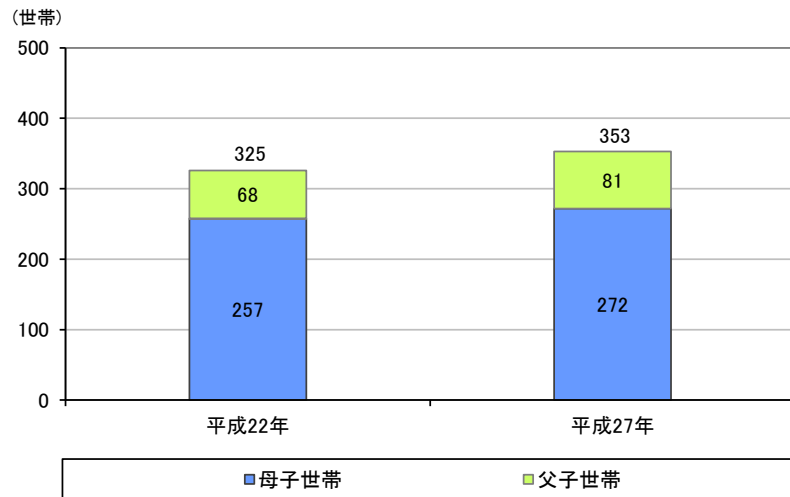
※労働力率とは

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のことです。女性の年齢別労働力率においては、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

### (5) ひとり親世帯数の推移

本市におけるひとり親世帯数をみると、ひとり親世帯全体では増加しており、平成27年現在では353世帯となっています。母子世帯・父子世帯別では、ともに増加しており、平成27年現在では母子世帯が272世帯、父子世帯が81世帯となっています。

【ひとり親世帯数の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日)



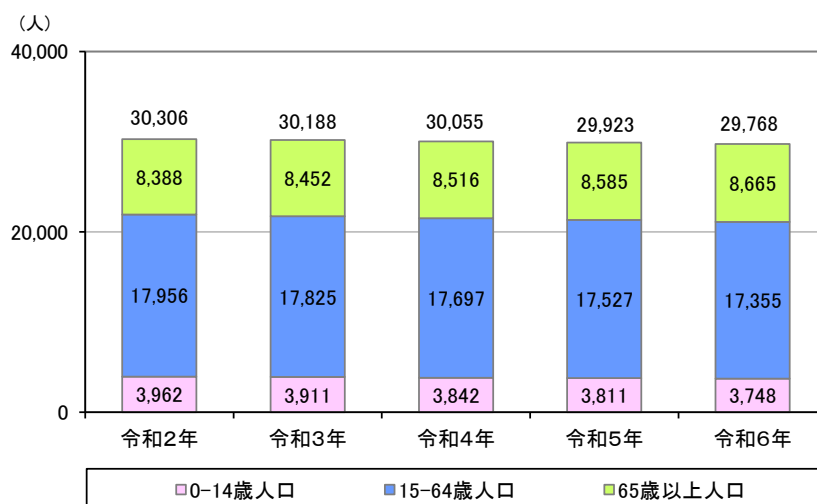
## (6) 総人口及び児童人口の将来推計

本計画の人口推計については、過去5年間の住民基本台帳の数値を元に、コーホート変化率法※により推計しました。

### ① 総人口と年齢3区分人口別の推計

本市における総人口は、減少傾向が続き、令和6年には29,768人となる中、0-14歳人口（年少人口）も減少傾向が続き、令和6年には3,748人となることが推測されます。

【総人口と年齢3区分人口別の推計】



※コーホート変化率法とは

同じ年（又は時期）に生まれた人の男女別の集団をコーホートといい、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

## ② 児童人口の推計

本市における12歳未満の児童人口は、減少傾向が続き、令和6年には2,910人（令和2年比／141人減）となることが推測されます。

0-5歳人口をみると、減少傾向が続き、令和6年には1,318人（同比／112人減）となり、6-11歳人口をみると、令和6年には1,600人を下回り、1,592人（同比／29人減）となることが推測されます。

【児童人口の推計】

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	215	212	209	206	201
1歳	222	226	223	220	216
2歳	208	224	228	225	222
3歳	253	210	226	230	225
4歳	251	257	213	229	228
5歳	281	258	265	219	226
0-5歳計	1,430	1,387	1,364	1,329	1,318
6歳	266	286	262	269	223
7歳	256	271	291	267	274
8歳	254	256	271	292	267
9歳	260	256	257	273	293
10歳	285	262	257	259	274
11歳	300	288	264	259	261
6-11歳計	1,621	1,619	1,602	1,619	1,592
合計	3,051	3,006	2,966	2,948	2,910

## 2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる 本宮市の現状

### (1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、次の調査を実施しました。

調査対象者	小学6年生を除く小学生以下の子どもがいる世帯の保護者
調査期間	平成31年2月8日～3月7日
調査方法	保育所・幼稚園・小学校を通じた配付・郵送回収 その他は、世帯主宛ての郵送配付・回収
回収結果	配布数：1,882件 回収数：1,026件 有効回収数：1,015件 有効回収率：53.9%

※アンケート調査結果の概要の「n」とは、全体、就学前世帯、小学生のみ世帯の保護者のそれぞれのアンケート回収数で、無回答を含みます。

※複数回答とは、質問に対する回答として、選択肢の中から該当するものを複数選ぶ回答形式のことです。



## (2) アンケート調査結果の概要

### ① 母親の就労状況について

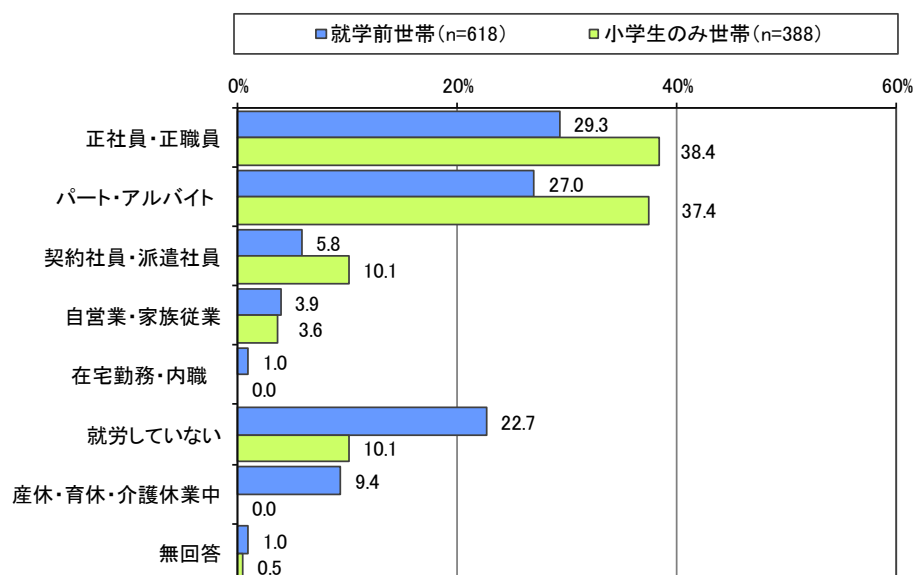
#### ● 母親の就労状況について

母親の就労状況をみると、就学前世帯と小学生のみ世帯ともに「正社員・正職員」（就学前世帯 29.3%/小学生のみ世帯 38.4%）が最も多く、次いで「パート・アルバイト」（就学前世帯 27.0%/小学生のみ世帯 37.4%）が多くなっています。

また、「就労していない」では、就学前世帯が 22.7%、小学生のみ世帯が 10.1% となっており、小学生のみ世帯は就学前世帯と比べ、12.6 ポイント少なくなっています。

さらに、「就労していない」と「無回答」を除き、産休等を含む“就労している”就学前世帯の母親は 76.4%で、前回調査の 62.3%と比べると、14.1 ポイント多くなっています。

【母親の就労状況について(単数回答)】



前回調査: 就学前世帯母親の“就労している”割合 (n=506)

62.3%

※今回調査の「就学前世帯」は、一部小学生がいる世帯を含みます。(以下同様)

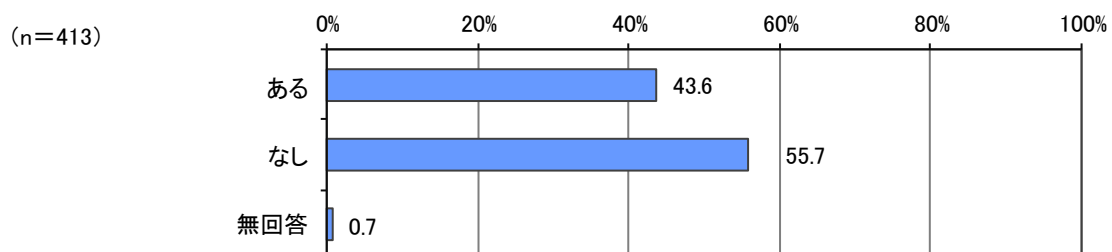
※前回調査(平成 25 年度ニーズ調査)は、就学前児童がいる世帯のみを対象とした調査でした。

## ② 幼稚園の利用について

### ● 幼稚園の現在の利用について

幼稚園の現在の利用についてみると、「ある」が 43.6%、「なし」が 55.7%となっています。

【幼稚園の現在の利用について(就学前4歳以上子ども別世帯／単数回答)】

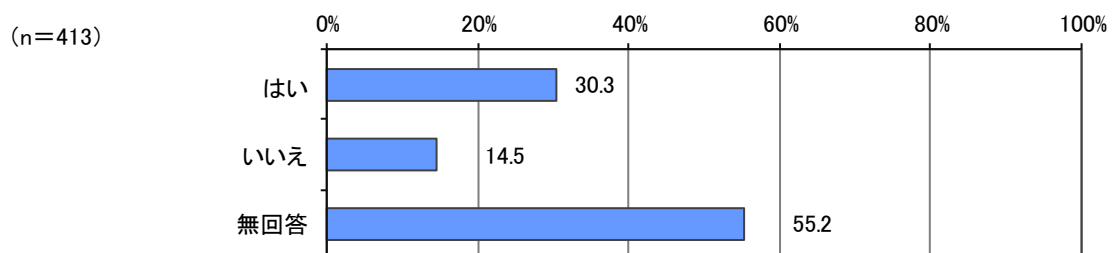


※「就学前4歳以上子ども別世帯」の「子ども別世帯」とは、複数の子どもがいる世帯の場合、それぞれの子どもの1件とした世帯のことです。(以下同様)

### ● 幼稚園の今後の通園希望について

幼稚園の今後の通園希望についてみると、「はい」が 30.3%となっており、現在の利用と比べ 13.3 ポイント少なくなっています。

【幼稚園の今後の通園希望について(就学前4歳以上子ども別世帯／単数回答)】



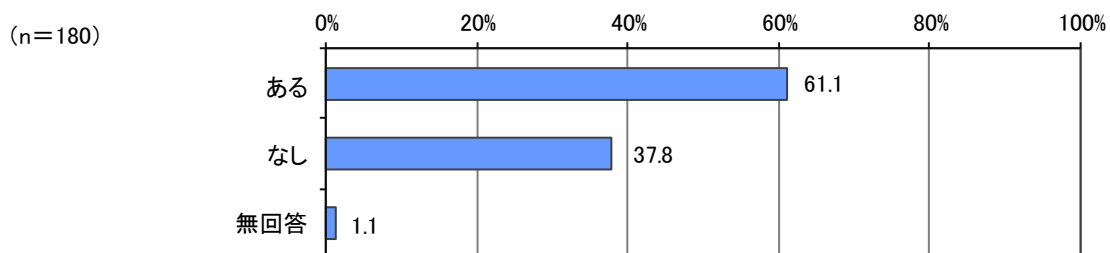
### ③ 幼稚園の預かり保育の利用について

#### ● 預かり保育の現在の利用について

預かり保育の現在の利用についてみると、「ある」が 61.1%、「なし」が 37.8% となっています。

#### 【預かり保育の現在の利用について

(幼稚園を利用している就学前4歳以上子ども別世帯／単数回答)】

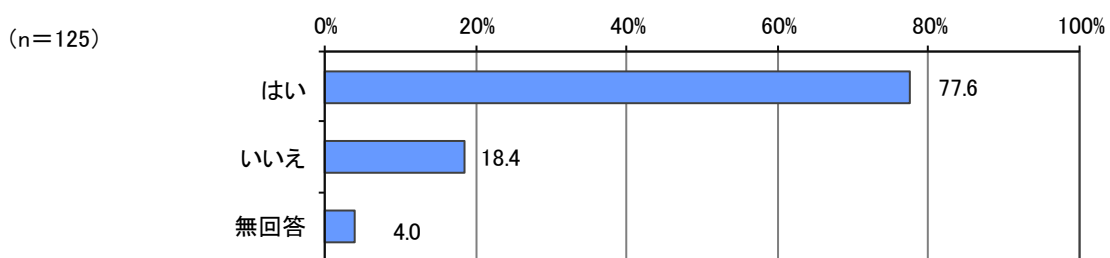


#### ● 預かり保育の今後の利用希望について

預かり保育の今後の利用希望についてみると、「はい」が 77.6%となっており、現在の利用と比べ 16.5 ポイント多くなっています。

#### 【預かり保育の今後の利用希望について

(幼稚園の利用希望がある就学前4歳以上子ども別世帯／単数回答)】



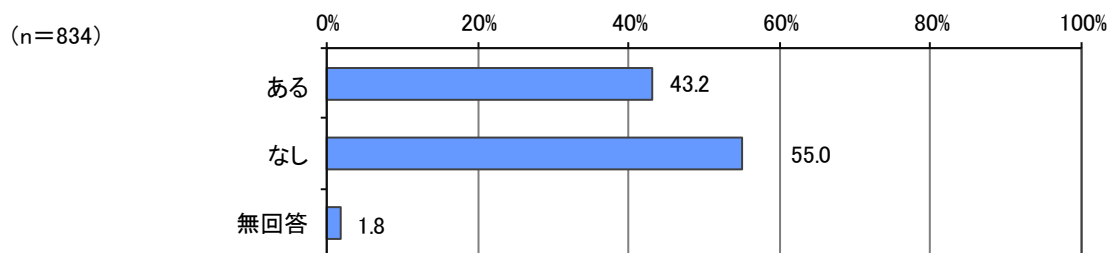


#### ④ 保育所の利用について

##### ● 保育所の現在の利用について

保育所の現在の利用についてみると、「ある」が 43.2%、「なし」が 55.0%となっています。

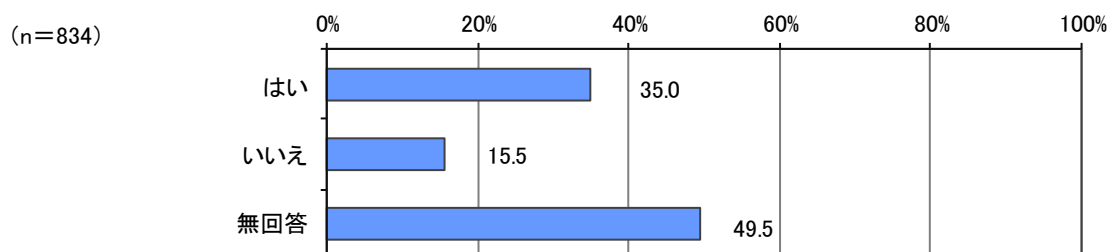
【保育所の現在の利用について(就学前子ども別世帯／単数回答)】



##### ● 保育所の今後の通所希望について

保育所の今後の通所希望についてみると、「はい」が 35.0%となっており、現在の利用と比べ 8.2 ポイント少なくなっています。

【保育所の今後の通所希望について(就学前子ども別世帯／単数回答)】

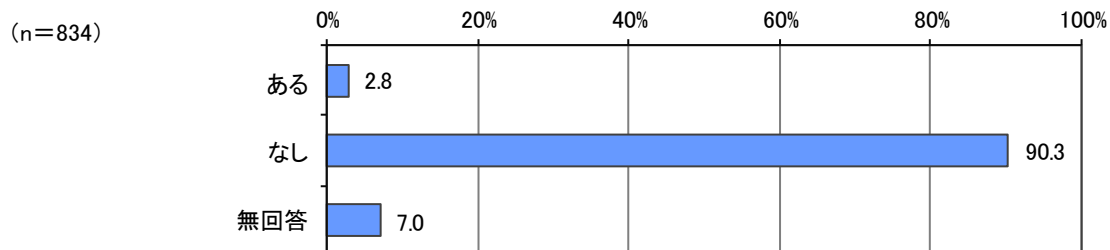


## ⑤ 一時保育について

### ● 一時保育の現在の利用について

一時保育の現在の利用についてみると、「ある」が2.8%、「なし」が90.3%となっています。

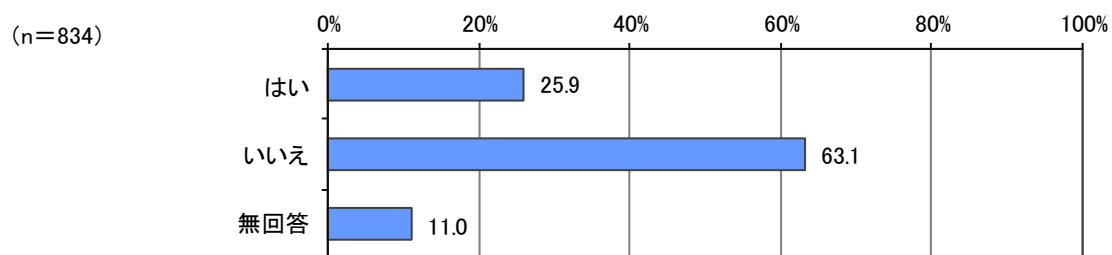
【一時保育の現在の利用について(就学前子ども別世帯/単数回答)】



### ● 一時保育の今後の利用希望について

一時保育の今後の利用希望についてみると、「はい」が25.9%となっており、現在の利用と比べ23.1ポイント多くなっています。

【一時保育の今後の利用希望について(就学前子ども別世帯/単数回答)】

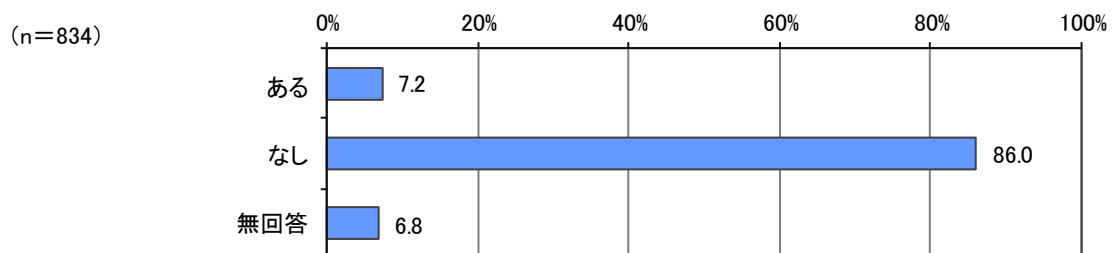


## ⑥ 子育て支援センター（五百川幼保総合施設）について

### ● 子育て支援センターの現在の利用について

子育て支援センターの現在の利用についてみると、「ある」が 7.2%、「なし」が 86.0%となっています。

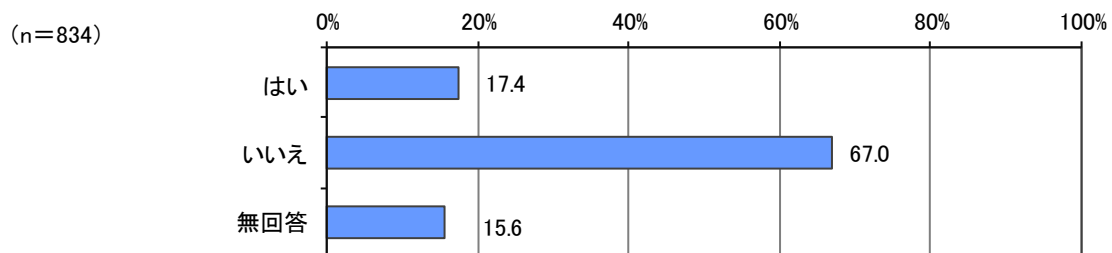
【子育て支援センターの現在の利用について(就学前子ども別世帯／単数回答)】



### ● 子育て支援センターの今後の利用希望について

子育て支援センターの今後の利用希望についてみると、「はい」が 17.4%となっており、現在の利用と比べ 10.2 ポイント多くなっています。

【子育て支援センターの今後の利用希望について(就学前子ども別世帯／単数回答)】

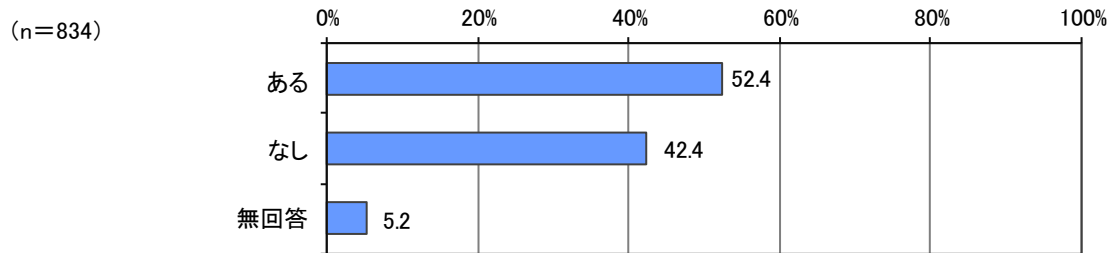


## ⑦ 子育てサロン「えぽか」について

### ● 子育てサロンの現在の利用について

子育てサロンの現在の利用についてみると、「ある」が52.4%、「なし」が42.4%となっています。

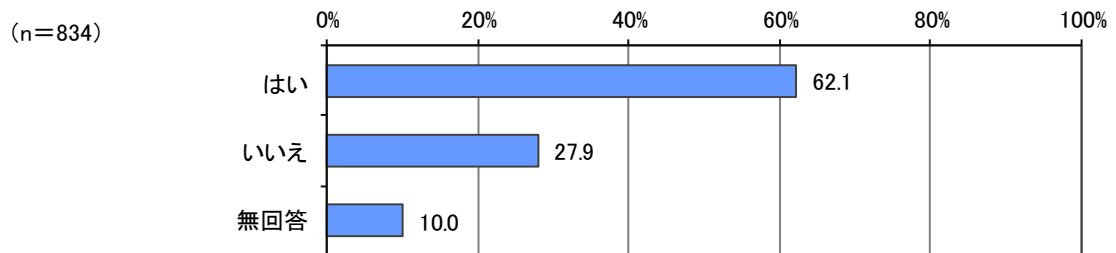
【子育てサロンの現在の利用について(就学前子ども別世帯/単数回答)】



### ● 子育てサロンの今後の利用希望について

子育てサロンの今後の利用希望についてみると、「はい」が62.1%となっており、現在の利用と比べ9.7ポイント多くなっています。

【子育てサロンの今後の利用希望について(就学前子ども別世帯/単数回答)】

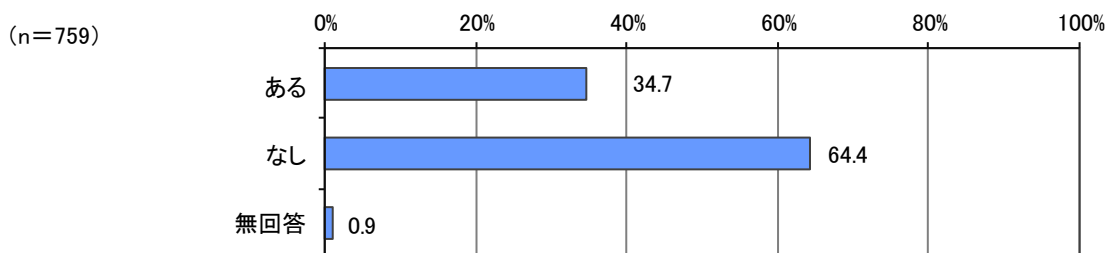


## ⑧ 放課後児童保育（放課後児童クラブ）について

### ● 放課後児童クラブの現在の利用について

放課後児童クラブの現在の利用についてみると、小学生子ども別世帯では、「ある」が34.7%、「なし」が64.4%となっています。

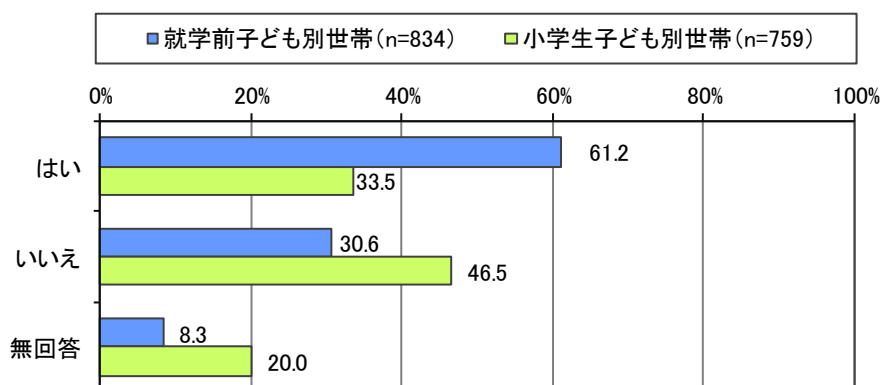
【放課後児童クラブの現在の利用について(小学生子ども別世帯／単数回答)】



### ● 放課後児童クラブの今後の利用希望について

放課後児童クラブの今後の利用希望について「はい」をみると、就学前子ども別世帯では61.2%となっています。また、小学生子ども別世帯では、33.5%となっており、現在の利用と比べ1.2ポイント少なくなっています。

【放課後児童クラブの今後の利用希望について(子ども別世帯／単数回答)】

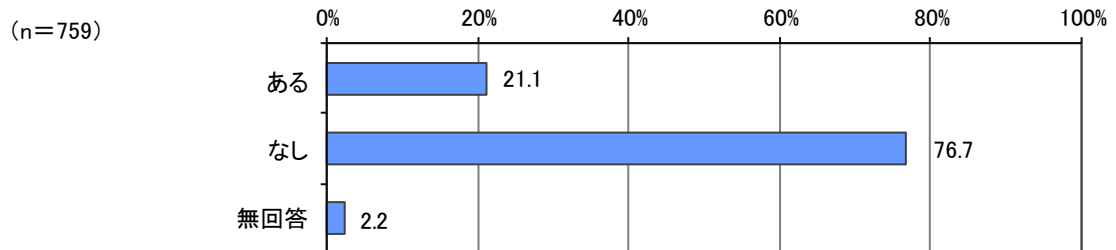


### ㊦ 放課後子ども教室（遊友クラブ）について

#### ● 遊友クラブの現在の利用について

遊友クラブの現在の利用についてみると、「ある」が 21.1%、「なし」が 76.7% となっています。

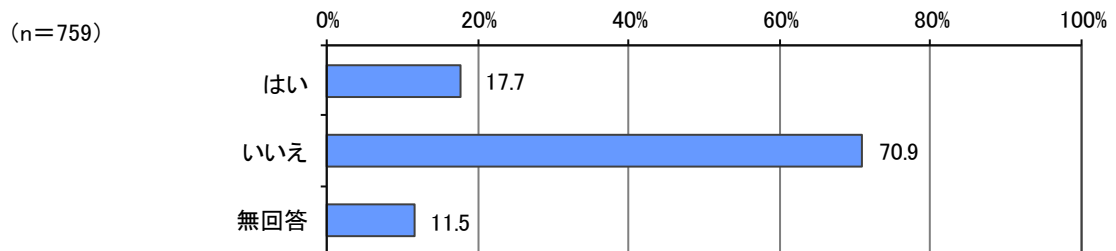
【遊友クラブの現在の利用について(小学生子ども別世帯／単数回答)】



#### ● 遊友クラブの今後の利用希望について

遊友クラブの今後の利用希望についてみると、「はい」が 17.7%となっており、現在の利用と比べ 3.4 ポイント少なくなっています。

【遊友クラブの今後の利用希望について(小学生子ども別世帯／単数回答)】

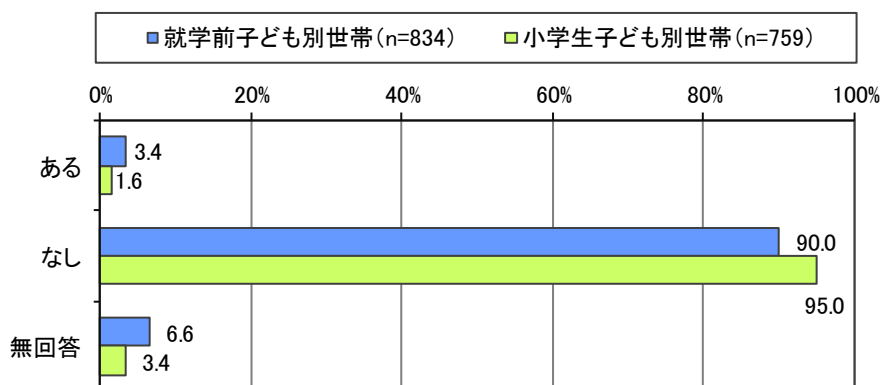


## ⑩ ファミリー・サポート・センターについて

### ● ファミリー・サポート・センターの現在の利用について

ファミリー・サポート・センターの現在の利用について「ある」をみると、就学前子ども別世帯が3.4%、小学生子ども別世帯が1.6%となっています。

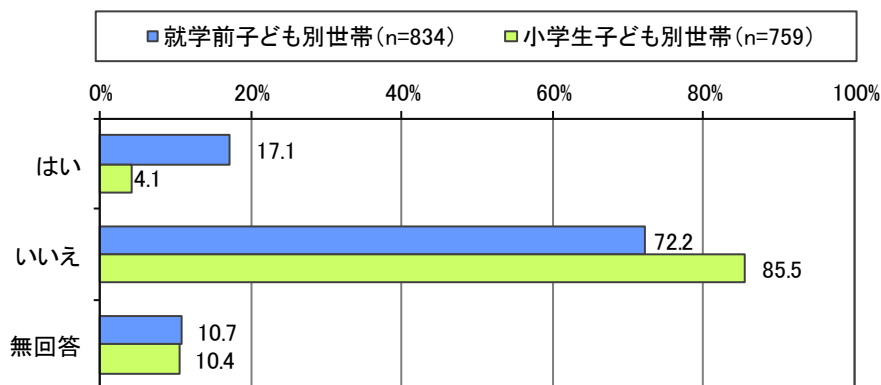
【ファミリー・サポート・センターの現在の利用について(子ども別世帯/単数回答)】



### ● ファミリー・サポート・センターの今後の利用希望について

ファミリー・サポート・センターの今後の利用希望について「はい」をみると、就学前子ども別世帯が17.1%、小学生子ども別世帯が4.1%となっています。現在の利用と比べると、就学前子ども別世帯が13.7ポイント、小学生子ども別世帯が2.5ポイント多くなっています。

【ファミリー・サポート・センターの今後の利用希望について(子ども別世帯/単数回答)】



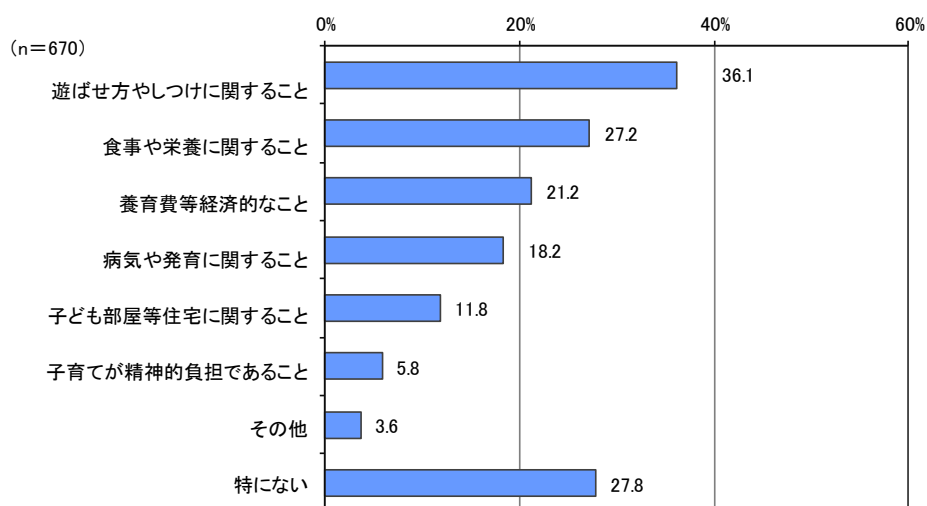
## ⑪ 子育ての悩みについて

### ● 子育ての悩みについて

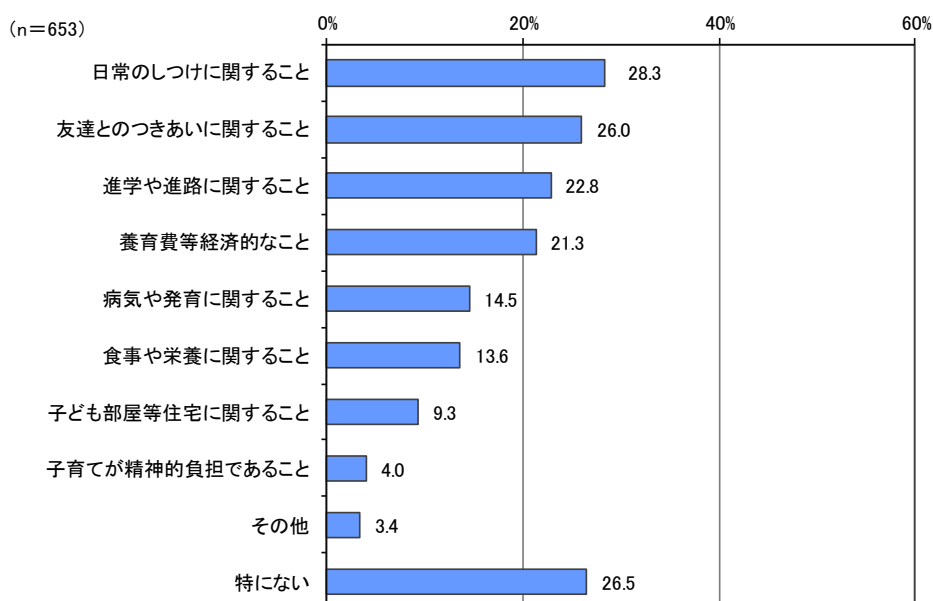
就学前児童がいる世帯では、「遊ばせ方やしつけに関すること」が 36.1%と最も多く、次いで「特にない」が 27.8%となっています。また、「食事や栄養に関すること」が 27.2%、「養育費等経済的なこと」が 21.2%と、ともに2割台となっています。

小学生がいる世帯では、「日常のしつけに関すること」が 28.3%と最も多く、次いで「特にない」が 26.5%となっています。また、「友達とのつきあいに関すること」が 26.0%、「進学や進路に関すること」が 22.8%、「養育費等経済的なこと」が 21.3%と、いずれも2割台となっています。

【就学前児童がいる世帯の子育ての悩みについて(複数回答)】



【小学生がいる世帯の子育ての悩みについて(複数回答)】





### 3 第1期計画の取り組み状況

本市の第1期計画（平成27年度～令和元年度）の取り組みについて、主な実績と課題は次のとおりです。

※事業項目が多いため、主な実績と課題のみ記載。下記の「主な実績」で年度の記載がない数値は、令和元年度現在。

#### (1) 幼児期の教育・保育の提供について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○五百川幼保総合施設をはじめ、市内5カ所で幼稚園を運営（園児数：309名）。</li> <li>○公立5カ所及び私立3カ所の市内8カ所で通常保育を、市内7カ所で乳児（0歳児）保育を実施（保育所在所児数：623名）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○五百川幼保総合施設以外は、少子化等の影響もあり、入園者が年々減少傾向。</li> <li>○保育所では、0歳児に関し育児休業満了に伴う申し込みが増加傾向にあり、待機児童が発生。また、保育士の確保も課題。</li> </ul>

#### (2) 教育・保育の環境整備・質の向上について

主な実績（成果）	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼・保・小・中のそれぞれの代表が集まる教育委員会主催の3つの委員会（学力向上、心の教育、健康・体力向上）を開催。また、保育所、幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ進学の際に、早い段階から情報交換を行う。</li> <li>○保育所では、発達の連続性を考慮した「幼保共通カリキュラム」を基にした保育を実施。また、万が一の事故やトラブルが生じた場合の危機管理体制等についての研修を実施。</li> <li>○学校教育機関については、各校の要請訪問や授業研究会に参加するとともに、各校の代表者が集まり学力向上に向けての研修を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育、学校教育関係機関との連携では、情報交換をする時間確保が課題。また、教職員同士の交流の機会が少ないことも課題。</li> <li>○学校教育機関については、各校で取り組んでいる効果的な実践を、市全体として共有することが必要。また、より効果的な研修を行うことも課題。</li> </ul>

### (3) 地域における子育て家庭への支援について

#### ① 延長保育について

主な実績（成果）	課題
<p>○市内の全保育所において、保護者の勤務状況に応じ、午前7時からの早朝保育及び午後6時から7時までの延長保育を実施（延べ登録児童数：765人／年）。</p>	<p>○保護者の就労形態の多様化に伴い、今後も利用ニーズが増えることが想定されるため、受け入れ可能な体制を整えていくことが必要。</p>

#### ② 一時保育について

主な実績（成果）	課題
<p>○市内の全幼稚園において、幼稚園の教育時間（午後1時）を越え、保育に欠ける要件を有する園児を対象に、一時預かり保育を実施。</p> <p>○五百川幼保総合施設において、家庭での保育が一時的に困難となった乳児又は幼児を対象に、一時保育を実施。</p>	<p>○幼稚園の一時預かり保育では、慢性的な保育士不足が課題。</p> <p>○保育所の一時保育では、保育所ニーズの増加による待機児童の発生が一時預かりの増加につながっており、提供体制の整備が必要。</p>

#### ③ 地域子育て支援拠点事業について

主な実績（成果）	課題
<p>○市内3カ所の施設（さくらんぼひろば、五百川幼保総合施設、子育てサロン「えぼか」）で、親子同士の交流の場に加え、子育てについての相談や情報提供を実施（延べ利用回数：28,159人／年）。</p>	<p>○地区ごとの子どもの遊び場の設置に対するニーズを考慮し、「出張つどいの広場」の開設の検討が課題。</p> <p>○子育てサロン「えぼか」は、開所10年が経過し、おもちゃ等の備品及び設備の老朽化が課題。</p>

#### ④ 放課後児童保育（放課後児童クラブ）について

主な実績（成果）	課題
<p>○市内の小学校7校の全学校区に放課後児童クラブが設置されており、放課後子ども教室と一体的又は連携して事業を推進。</p>	<p>○預かり児童の基準が小学校6年生まで拡大されたことにより、放課後児童クラブの利用者ニーズは増加する見込みであり、受け入れ体制の整備（確保）の検討が必要。</p>

#### ⑤ 放課後子ども教室（遊友クラブ）について

主な実績（成果）	課題
<p>○放課後子ども教室を開催し、コーディネーター体制の強化及びコーディネーター間の連携の強化を行う。</p> <p>○放課後子ども教室や学校支援地域本部事業等の活動に、地域のお年寄りに参加してもらい、子どもたちとの交流を行う。</p>	<p>○放課後子ども教室では、スタッフの増員及び資質向上やプログラムの充実化等が課題。</p> <p>○世代間交流では、活動によって高齢者の方に負担がかかってしまうケースがあることから、高齢者の負担軽減が課題。</p>

#### ⑥ 身近な子育て相談・支援体制について

主な実績（成果）	課題
<p>○平成30年度に子育て応援センター「あゆみ」を開所し、保健師、助産師等を配置して、妊娠・出産・子育て期のワンストップ相談窓口として対応。</p> <p>○就園前の乳幼児を対象にした「すこやか子育て相談」や子ども福祉課内に家庭児童相談員を配置し、相談指導、地域保育資源の情報提供、家庭的保育を行う人への支援等を行う。</p> <p>○親の育児相談に向き合う「傾聴」と子どもの養育をともに行う「協働」を実施するホームスタート事業を平成29年度から開始。</p>	<p>○利用者が身近に感じる相談機関としての周知が課題。</p> <p>○「すこやか子育て相談」については、年々利用者が増加しており、適正な支援方法の模索が課題。</p> <p>○ホームスタート事業については、周知の強化が課題。</p>

#### (4) 仕事と家庭生活の両立について

主な実績（成果）	課題
<p>○企業や労働者への意識啓発について、国や関係機関等が発行するポスター、チラシ等の広報物を掲示・配布。</p> <p>○パパママ教室の開催を通じ、父親の育児参加を促進。</p>	<p>○子育てに関わる労働者の働き方の改善に向けた講演会等の検討が課題。</p> <p>○パパママ教室への参加者数が減少傾向にあることと、父親の育児参加への情報提供の機会が少ないことが課題。</p>

#### (5) 子どもの安全の確保と生活環境づくりについて

主な実績（成果）	課題
<p>○交通事故防止及び交通安全の徹底を図るため、保育所、幼稚園、小学校、中学校で交通安全教室を開催。</p> <p>○子どもが大きな犯罪に巻き込まれることのないよう、交通安全教室とともに防犯教室を開催。</p> <p>○各地区の防犯協会及び警察署、消防団と連携し、市内のパトロールを実施。</p>	<p>○各地区から防犯灯設置要望を取りまとめ、計画的な防犯灯の設置に取り組むことが必要。</p> <p>○安全・安心な生活環境の形成に向け、老朽化した市営住宅の維持・修理を行う等、子育て世帯等の多様なニーズに対応する市営住宅の環境整備が必要。</p> <p>○歩道や公共施設における子育て支援スペースの確保やバリアフリー化等、子どもと子育てにやさしいまちづくりが課題。</p>

## (6) 母子の健康づくりについて

主な実績（成果）	課題
<p>○令和元年度から、生後1ヵ月児健康診査の助成と出産ママタクシー事業を実施。</p> <p>○妊産婦健康診査及び産後1ヵ月健康診査を実施するとともに、妊婦歯科健診の一部費用を助成（妊婦健康診査受診率：前期 100%・後期 87.9%、産後1ヵ月健康診査受診率：87.4%）。</p> <p>○3～4ヵ月児健康診査をはじめ、乳幼児の各種健康診査を実施（乳幼児健康診査受診率：96～100%）。</p> <p>○生後4ヵ月を迎えるまでの乳児のいる家庭を対象に、保健師と助産師（助産師は平成30年度から）が家庭訪問を実施（乳児家庭全戸訪問数：200人・実施率98.5%）。</p> <p>○妊婦とその家族を対象として、平日及び休日にパパママ教室を開催（延べ参加者数：48人）。</p>	<p>○妊産婦健康診査の受診率は高いが、妊婦歯科健診については21.4%と低いことが課題。</p> <p>○乳幼児健康診査については、未把握の乳幼児はいないものの、今後も引き続き、未把握の乳幼児がでないよう対応が必要。</p> <p>○妊娠中に状況を直接把握する機会が少ないことから、妊婦訪問、出産後早期の乳児家庭全戸訪問が必要。</p> <p>○各事業の周知の強化が課題。</p>

## (7) 支援が必要な子ども・家庭への取り組みについて

主な実績（成果）	課題
<p>○公立5ヵ所及び私立3ヵ所の計8ヵ所の認可保育所において、障がい児の受け入れを実施。また、相談先として2ヵ所の相談支援事業所を確保。（障がい児保育利用者数：9名）。</p> <p>○1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査の事後として、発達面で経過観察が必要なケースに対し、臨床心理士と保健師により、「のびのび健康相談」を月1回実施。</p> <p>○安達地方自立支援協議会子ども支援部会において、すくすく広場を開催。</p>	<p>○障がい児保育では、保育士不足により、支援員の配置が困難となっていることが課題。また、障がい児保育に関する相談支援事業所が市内にないことと、相談支援専門員の不足が課題。</p> <p>○発達面で経過観察が必要なケースは、年々増加傾向にあり、今後も関係機関と連携した相談支援の充実が必要。</p>

## 4 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

### (1) 幼児期の教育・保育の提供について

国においては、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月から施行されました。

統計データをみると、子育て世代等で、就労している女性が増えている中、調査結果においても、産休等を含む“就労している”就学前世帯の母親は76.4%で、前回調査(62.3%)と比べると、14.1ポイント多くなっていることから、母親の就労状況に対応した、教育・保育サービスの適切な提供が求められています。

本市の取り組みにおいては、保育所における待機児童の解消とともに、保育士の確保が課題となっています。



●待機児童の解消及び教育・保育ニーズや幼児教育・保育の無償化への適切な対応

### (2) 地域における子育て家庭への支援について

#### ① 一時保育について

調査結果における今後の利用希望をみると、現在の利用(2.8%)と比べ23.1ポイント多くなっていることから、今後の一時保育ニーズの増加がうかがわれます。

本市の取り組みにおいては、幼稚園の一時預かり保育では、慢性的な保育士不足に対応した取り組みが求められています。また、保育所の一時保育では、待機児童の発生の影響による一時保育ニーズの増加に伴う提供体制の整備が必要とされています。




●保育士不足と一時保育ニーズの増加に対応した提供体制の整備

## ② 地域子育て支援拠点について

調査結果における今後の利用意向をみると、子育て支援センター（五百川幼保総合施設）では現在の利用（7.2%）と比べ 10.2 ポイント多く、子育てサロン「えぽか」では現在の利用（52.4%）と比べ 9.7 ポイント多くなっていることから、ともに今後の利用ニーズの増加がうかがわれます。

本市の取り組みにおいては、地区ごとの子どもの遊び場の設置に対するニーズを考慮した「出張つどいの広場」の開設の検討とともに、子育てサロン「えぽか」について、おもちゃ等の備品及び設備の老朽化に伴う対応の検討が必要とされています。



●「出張つどいの広場」の開設の検討と  
子育てサロンの備品・設備の老朽化への対応

## ③ 放課後児童保育（放課後児童クラブ）について

国においては、平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブにおける待機児童の解消や放課後子ども教室との一体的又は連携した実施等が示されています。

本市の取り組みをみると、預かり児童の基準が小学校 6 年生までに拡大されたことに伴う提供体制の整備の検討が必要とされています。



●放課後児童クラブの受け入れ増加に伴う提供体制の整備



#### ④ 放課後子ども教室（遊友クラブ）について

本市の取り組みにおいては、スタッフの増員及び資質向上やプログラムの充実化等が必要とされています。



**●遊友クラブのスタッフの増員・資質の向上等の推進**

#### ⑤ 身近な子育て相談・支援体制について

調査結果における子育ての悩みをみると、就学前世帯では、「遊ばせ方やしつけに関すること」(36.1%)、「食事や栄養に関すること」(27.2%)、「養育費等経済的なこと」(21.2%)が、小学生世帯では、「日常のしつけに関すること」(28.3%)、「友達とのつきあいに関すること」(26.0%)、「進学や進路に関すること」(22.8%)、「養育費等経済的なこと」(21.3%)がいずれも2割以上となっています。

本市の取り組みにおいては、利用者が身近に感じる相談機関としての周知強化とともに、「すこやか子育て相談」での適正な支援方法の模索等が求められています。



**●身近な子育て相談機関としての周知等による相談・支援体制の充実**



### (3) 母子の健康づくりについて

本市の取り組みにおいては、妊婦歯科健診の受診率の向上とともに、乳幼児健康診査では、未把握の乳幼児がでないような対応が必要とされています。また、妊娠中に状況を直接把握する機会が少ないことから、妊婦訪問、出産後早期の乳児家庭全戸訪問が課題となっています。



●各種健康診査の受診率の向上等による母親と子どもの健康づくりの充実

### (4) 子どもの安全の確保と生活環境づくりについて

子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出できるということは、あらゆる人が快適に暮らせる環境であるといえます。歩道や公共施設における子育て支援スペースの確保、親子で利用しやすい公共施設の整備、バリアフリー化等、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めていくことが重要です。また、調査結果では、「低廉な家賃の住宅の提供」「市営住宅の供給」という意見が複数あったことから、良質な住居空間が提供できるよう、公営住宅の管理・整備を進めていく必要があります。

近年、子どもが大きな犯罪に巻き込まれる事件も多く、交通安全対策に加え、事件・事故に巻き込まれないようにするために、防犯体制・防犯教育の充実が課題となっています。



●子どもの安全の確保と子育てを支援する快適な生活環境づくりの充実

## (5) 職業生活と家庭生活との両立について

仕事と子育ての両立に向け、職場や子育て家庭への広報・啓発、情報提供等の環境づくりの支援について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、市町村においても積極的に推進することが求められています。

本市の取り組みにおいては、子育てに関わる労働者の働き方の改善に向けた講演会等の検討が必要とされています。また、パパママ教室への参加者数が減少していることと、父親の育児参加への情報提供の機会が少ないことが課題となっています。



### ●仕事と子育ての両立に向けた情報提供等の推進

## (6) 要保護児童等援助が必要な子ども・家庭への支援について

統計データをみると、ひとり親世帯が増加しています。

本市の取り組みにおいては、障がい児保育の保育士不足により、支援員の配置が困難となっていることや障がい児保育に関する相談支援専門員の不足が課題となっています。また、発達面で経過観察が必要なケースが年々増加していることから、関係機関と連携した相談支援の充実が必要とされています。



### ●障がい児等の援助が必要な子ども・家庭への支援体制の充実

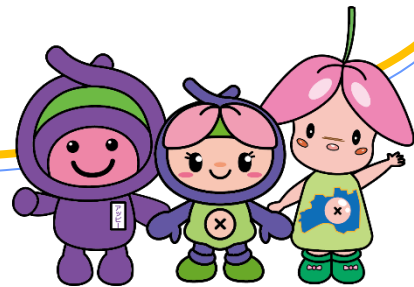
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本宮市では、これまで、次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、行政及び企業等が一体的に施策を推進していくべきとの考えから、次代を担う子どもたちを市全体で支援していくことを目指してきました。

第2期計画では、第1期計画の取り組みをさらに充実・発展させるため、第1期計画の基本理念を継承し、すべての子どもがいきいきと育つまちづくりを進めます。

すべての子どもがいきいきと育つ  
まちづくり



### 2 基本指針

本計画では、基本理念の実現に向け、4つの基本指針を設け、安心して子どもを産み育てることができ、子育て家庭の不安や負担を軽減できるまちづくりを目指します。

基本指針1 子どもが心身ともに健康に育つことができる環境づくり

基本指針2 親がゆとりをもって子育てできる環境づくり

基本指針3 周囲の人たちが子育てを支援できる地域づくり

基本指針4 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### 3 基本目標

本計画は、基本理念の実現に向けて、第1期計画の趣旨を引き継いだ6つの基本目標を定め、取り組みを進めていきます。

#### **基本目標1：子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の充実**

本市の教育・保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供とともに、安全で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

#### **基本目標2：地域における子育て家庭への支援の推進**

子育て家庭が求める多様なニーズに対応した、地域の子ども・子育てサービスを充実させるとともに、子どもの健全育成に取り組みます。

#### **基本目標3：妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う仕組みづくり**

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健の充実をはじめ、食育や思春期保健の充実等に取り組みます。

#### **基本目標4：子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの推進**

子育て家庭が安全・安心に暮らすことができ、家庭や地域で子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

#### **基本目標5：仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みの推進**

職場や家庭での子育ての負担感を緩和できるよう、仕事と子育てをする家庭生活の両立に向けた環境づくりに取り組みます。

#### **基本目標6：支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取り組みの推進**

虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援をはじめ、障がい児をもつ家庭やひとり親家庭への支援の充実に取り組みます。

## 4 施策体系

### 〈基本目標1〉子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の充実

(1) 幼児期の教育・保育の提供	① 幼児教育の提供 ② 通常保育事業・乳児保育事業
(2) 幼児教育・保育環境等の充実	① 幼児教育の充実 ② 通常保育・乳児保育の充実 ③ 幼児教育、学校教育関係機関の連携 ④ 第三者委員会の設置
(3) 学校教育環境等の充実	① 学校教育の充実 ② 学校運営協議会制度の導入・充実

### 〈基本目標2〉地域における子育て家庭への支援の推進

(1) 地域における子育て支援の推進	① 身近な子育て相談・支援体制の充実 ② 病児保育事業[病児対応型・病後児対応型] ③ 病児保育事業[体調不良時対応型] ④ 病児保育事業[非施設(訪問)型] ⑤ ファミリー・サポート・センター事業 ⑥ 子育て短期支援事業[ショートステイ事業] ⑦ 子育て短期支援事業[トワイライトステイ事業] ⑧ 一時保育事業 ⑨ 地域子育て支援拠点事業 ⑩ 幼稚園一時預かり保育事業 ⑪ 子育てガイドブックの作成・配布
(2) 放課後子ども総合プランの推進	① 放課後児童保育(放課後児童クラブ) ② 放課後子ども教室(遊友クラブ)
(3) 保育サービスの充実	① 延長保育事業 ② 休日保育事業 ③ 夜間保育事業
(4) 子どもの健全育成の推進	① 児童館の充実 ② 青少年育成市民会議 ③ 世代間交流 ④ 親子による交流・自然体験学習

〈基本目標3〉妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う仕組みづくり

<p>(1) 親子の健康支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 妊産婦健康診査の充実</li> <li>② 乳幼児健康診査受診率の向上</li> <li>③ 生後1ヵ月児健康診査等助成事業</li> <li>④ パパママ教室の充実</li> <li>⑤ 出産ママタクシー</li> <li>⑥ 出産ママヘルプ事業</li> <li>⑦ 妊産婦・新生児訪問指導の充実</li> <li>⑧ 産後ケア事業</li> <li>⑨ 乳幼児医療費助成事業</li> <li>⑩ 小学生医療費助成事業</li> <li>⑪ 中学生医療費助成事業</li> <li>⑫ 高校生相当医療費助成事業</li> <li>⑬ 子育て支援ネットワークの構築</li> <li>⑭ 小児医療の充実</li> </ul>
<p>(2) 食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 妊娠期における食育の推進</li> <li>② 乳幼児期における食育の推進</li> <li>③ 保育所・幼稚園における食育の推進</li> <li>④ 小中学校における食育学習の推進</li> </ul>
<p>(3) 思春期保健と次代の親の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 薬物乱用防止対策の推進</li> <li>② 未成年者の人工妊娠中絶の減少</li> <li>③ 中学生の乳幼児ふれあい体験</li> </ul>

〈基本目標4〉子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの推進

<p>(1) 子どもの安全の確保と快適な生活環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 遊び場の整備</li> <li>② バリアフリー化された歩道の整備</li> <li>③ 子育て世帯にやさしいトイレの整備</li> <li>④ 公営住宅の優先入居</li> <li>⑤ 交通安全教室の実施</li> <li>⑥ 防犯指導及び防犯パトロールの実施</li> <li>⑦ こども110番の家の設置</li> <li>⑧ 防犯ネットワークの強化</li> <li>⑨ 防犯灯の設置</li> <li>⑩ 書店やコンビニ等の有害な本やビデオ等の氾濫への対応</li> <li>⑪ 携帯電話やインターネットを悪用した犯罪への対応</li> </ul>
<p>(2) 家庭・地域の子育て力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭教育の充実</li> <li>② 子育てサポーターの養成・配置</li> </ul>

### <基本目標5>仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの支援に向けた取り組みの推進	① 企業への意識啓発 ② 労働者への意識啓発 ③ 労働時間の改善 ④ 育児及び病中病後児の介護のための休業制度の周知 ⑤ 再雇用特別措置の周知
(2) 家庭生活における両立支援に向けた取り組みの推進	① 家庭における両立支援 ② 父親の育児参加促進

### <基本目標6>支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の推進	① 相談体制の充実 ② 虐待防止体制の整備 ③ 養育支援訪問事業の推進
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	① 相談・指導の充実 ② 生活の安定
(3) 障がい等で支援が必要な子どもの自立支援の推進	① 相談体制の充実 ② 早期療育体制の整備 ③ 障がい児保育の充実 ④ 放課後児童保育における障がい児受け入れ



## 5 基本目標ごとの SDGs 達成に向けた取り組みについて

本計画は、様々な子育て支援施策が SDGs（エスディーズ／持続可能な開発目標）の推進につながるものであると考え、本計画の基本目標を SDGs 達成に向けた取り組みとして位置づけます。

### 【SDGs とは】

平成 27 年に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(課題項目)」が国連サミットで採択され、令和 12(2030) 年を期限とする、持続可能な開発のための 17 の目標が掲げられました。

日本においては、令和元年に「SDGs 実施指針」が決定され、実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。また、地方自治体においては、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs 達成に向けた取り組みを推進することが期待されています。





## 各基本目標におけるSDGsの視点

各基本目標と関連が深いSDGsは次のとおりです。

<p>〈基本目標1〉 子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の充実</p>

<p>〈基本目標2〉 地域における子育て家庭への支援の推進</p>

<p>〈基本目標3〉 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う仕組みづくり</p>

<p>〈基本目標4〉 子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの推進</p>

<p>〈基本目標5〉 仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みの推進</p>

<p>〈基本目標6〉 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取り組みの推進</p>


## 第4章 総合的な子ども・子育て支援施策の推進

### 基本目標1：子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の充実

#### (1) 幼児期の教育・保育の提供

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、幼児教育・保育の無償化への対応や教育・保育サービスの施設整備に取り組みます。また、0歳児の待機児童の解消に向け、保育の提供体制の整備に取り組みます。

##### ① 幼児教育の提供

4、5歳児を対象に、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため、五百川幼保総合施設をはじめ、市内5カ所の幼稚園で幼児教育を行います。

今後は、幼児教育の無償化について、適切な対応に取り組みます。

##### ② 通常保育事業・乳児保育事業

保護者が日中、仕事や介護、病気等を理由に子どもの面倒を見ることができない就学前の乳幼児を対象に、市内8カ所の保育所で通常保育を、市内7カ所の保育所で乳児保育を行います。

本市では現在、0歳児に関し待機児童が発生しており、また、保育士不足もみられることから、今後は、待機児童の解消に向けた提供体制の整備とともに、保育士の確保や保育の無償化に伴う適切な対応に取り組みます。

#### (2) 幼児教育・保育環境等の充実

子どもの心身の健全な発達・成長に向け、「幼保共通カリキュラム」を基にした幼児教育・保育の充実や職員の資質向上に取り組みます。また、「本宮市教育振興基本計画」に基づき、教育・保育の一体的な提供の推進に向け、保育所、幼稚園、小学校、中学校等との連携強化に取り組みます。

##### ① 幼児教育の充実

幼稚園では、「幼保共通カリキュラム」に基づき、幼児の個性や発達段階を考慮した教育を行います。また、幼稚園生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育成し、スムーズな就学移行を行います。

【幼児教育の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号認定(3-5歳/人)	305	318	311	308	310
2号認定(3-5歳/人)	0	0	0	0	0
合計	305	318	311	308	310

② 通常保育・乳児保育の充実

保育所では、0歳から就学前までの乳幼児を受け入れ、「幼保共通カリキュラム」に基づき、乳幼児の発達の連続性を考慮した保育を行います。また、人材育成と保育の質の向上に向け、計画的な職員研修会の実施に取り組みます。

【通常保育・乳児保育の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2号認定(3-5歳/人)	235	247	265	305	347
3号認定(1-2歳/人)	182	199	201	221	229
3号認定(0歳/人)	42	38	34	35	42
合計	459	484	500	561	618

③ 幼児教育、学校教育関係機関の連携

本市教育委員会主催の3つの委員会（学力向上、心の教育、健康・体力向上）において、保育所、幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの代表が集まり、本市全体の課題や各中学校区の共通実践事項等の協議や情報共有を行います。また、子どもたちが戸惑うことなく学校生活を送れるよう、保育所、幼稚園から小学校、小学校から中学校へと進学する際、早い段階からの情報交換に取り組みます。

さらに今後は、情報交換に要する時間確保が難しく、教職員同士の交流機会が少ないことから、校種間（小学校、中学校、高等学校）の情報交換の時期を明確にするとともに、本市教育委員会主催の3つの委員会の研修では、各校のニーズに合わせた形での研修内容の検討に取り組みます。

#### ④ 第三者委員会の設置

保育サービスの改善とともに、乳幼児及び保護者の福祉の向上を図るため、第三者による評価及び苦情処理を行う制度です。

本市では現在、第三者委員会は設置していませんが、今後、保護者の要望等を整理しながら設置の有無についての検討に取り組みます。

### (3) 学校教育環境等の充実

子どもが個性と可能性を発揮しながら成長できる学校教育環境の充実に向け、研修を通じた教職員の資質の向上や関係機関との連携強化等に取り組みます。

#### ① 学校教育の充実

研修を通じた教職員の学習指導のレベルアップに向け、各校の要請訪問をはじめ、授業研究会の参加や本市教育委員会主催の学力向上委員会の開催、県北教育事務所との連携等に取り組みます。

また、各校で取り組んでいる効果的な実践を市全体として共有できていないことから、今後は、各校での効果的な取り組みを共有し、成果と課題を明確にした形で、各校の実態に合わせた取り組みを進めます。さらに、本市教育委員会主催の研修会の内容を吟味し、より効果的な研修を行う必要があることから、今後は、外部講師や他関係機関との連携を図り、体験的な活動を計画的に取り入れた授業の充実に取り組みます。

#### ② 学校運営協議会制度の導入・充実

「地域とともにある学校」づくりのため、市内の全小中学校に学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、保護者・地域住民が学校経営に参画する学校運営を行います。

今後は、学校と家庭・地域が目標を共有し、夢に向かう力が強い子どもを育てるために必要な資質や能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働の充実に取り組みます。尚、一部の学校で行っている学校協議委員制度については、その機能を順次、学校運営協議会制度へ移行していきます。

## 基本目標2：地域における子育て家庭への支援の推進

### (1) 地域における子育て支援の推進

子育て家庭の多様なニーズに対応した支援サービスの充実が求められる中、地域における支援サービスの適切な提供体制づくりをはじめ、相談支援や子育て支援事業に関する情報提供に取り組みます。

#### ① 身近な子育て相談・支援体制の充実

子育てに不安や悩みを抱えている家庭の早期解決に向け、生後4ヵ月までの乳児の相談窓口となる子育て応援センター「あゆみ」をはじめ、保育所、幼稚園及び子育て支援センター、さくらんぼひろば、関係各課等において、相談支援を行います。

また、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、妊娠・出産・子育て期のワンストップ相談窓口として切れ目のない支援につなげます。

さらに今後は、子育て応援センター「あゆみ」が、利用者にとってより身近に感じる相談機関となるよう、子育て応援センター「あゆみ」の周知強化に取り組みます。

#### ② 病児・病後児保育事業[病児対応型・病後児対応型]

発熱や嘔吐・下痢等の症状で、医療機関に入院加療の必要はないが、他の児童との集団生活が困難な時期に、病院・保育所内の専用スペースにおいて、一時的に保育する事業です。

本事業は、感染症対応等の専門的な知識を必要とする上、症状が悪化した際には、医師の診察を依頼するかどうかの判断をしなければならない等、高度な観察力と対応力が保育士に求められ、また、隔離した教室を設ける必要があるため、本市では実施していません。

また、福島県子育て支援課において、県内の病児保育事業の広域利用について検討を行い、令和元年8月に「福島県内の市町村における病児保育施設の広域利用の取扱いについて」が示されました。協定を締結することにより、保育利用料等が同じ条件で利用ができることとなります。今後は、利用ニーズを踏まえつつ、広域利用の協定締結等を進め、令和4年度中の利用開始を目指します。

#### ③ 病児・病後児保育事業[体調不良時対応型]

保育中に微熱がでる等、体調不良児を一時的に預かることで、保護者が仕事を休まなくとも引き続き保育ができるようにする事業です。他の健康な児童が感染しないよう保育所内に実施場所を確保することと、看護師等を2名以上配置しなければならないことから、本市では実施していませんが、今後のニーズと対応可能体制等を見極めつつ、実施の検討に取り組みます。

#### ④ 病児・病後児保育事業[非施設（訪問）型]

病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業です。この事業では、看護師を1名以上もしくは所定の研修を受けた保育士等を1名以上配置しなければならないことから、本市では実施していませんが、今後のニーズと人材確保の可能性を見極めつつ、実施の検討に取り組みます。

#### ⑤ ファミリー・サポート・センター事業

子育て家庭の仕事と家庭を両立できる環境整備を図るため、子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市では現在、NPO法人いどばた会が運営しており、今後も制度の周知と会員数の拡大に取り組みます。また、こおりやま連携中枢都市圏内での共通事業としての検討に取り組みます。

##### 【ファミリー・サポート・センター事業の実施状況（就学児童）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年・年間延べ利用人数 (人日/年)	26	101	122	27	59
高学年・年間延べ利用人数 (人日/年)	14	0	0	3	31
合計・年間延べ利用人数 (人日/年)	40	101	122	30	90

#### ⑥ 子育て短期支援事業[ショートステイ事業]

子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設・乳児院等で短期間子どもを預かる事業です。

本市では現在、本市単独での事業を実施していませんが、利用ニーズの把握に努め、その推移を見極めながら、実施の検討に取り組みます。

#### ⑦ 子育て短期支援事業[トワイライトステイ事業]

保護者等の仕事が夜間になり、子どもの保育等が困難な場合に、児童養護施設・乳児院等で預かる事業です。

本市では現在、本事業を実施していませんが、利用ニーズの把握に努め、その推移を見極めながら、実施の検討に取り組みます。

## ⑧ 一時保育事業

子育て家庭の負担やストレスの軽減が図れるよう、仕事や休養、疾病等の理由により、家庭においての保育が一時的に困難となった乳児又は幼児を対象として、一時的な保育を行います。

本市では現在、保育所需要の増加による待機児童の発生が一時保育の利用増加につながっていると考えられることから、今後は、保護者ニーズを注視しながら、待機児童の解消に向けた取り組みと合わせて、適切な提供体制の整備に取り組みます。

## ⑨ 地域子育て支援拠点事業

市内3カ所（さくらんぼひろば、五百川幼保総合施設、子育てサロン「えぽか」）の施設において、親子同士の交流の場の提供をはじめ、子育てについての相談や子育てに関する情報提供等に取り組みます。

また今後は、地区ごとの子どもの遊び場の設置に対するニーズを考慮した「出張つどいの広場」の開設の検討とともに、拠点の周知強化に取り組みます。

### 【地域子育て支援拠点事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ利用回数(人回/年)	2,618	2,340	3,486	28,176	28,159

※平成29年度までは年間延べ利用人数

## ⑩ 幼稚園一時預かり保育事業

市内5カ所の幼稚園において、幼稚園の教育時間（午後1時）を超えて、保育に欠ける要件を有する園児を対象に、一時預かり保育を行います。

### 【幼稚園一時預かり保育事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ利用人数(人日/年)	7,520	1,215	1,732	34,332	36,066

※平成29年度までは年間利用人数

## ⑪ 子育てガイドブックの作成・配布

子どもを育てる上で活用できるよう、子育て世帯を対象に、本市の保健・福祉・医療等のサービスを紹介する「もとみや子育てハンドブック」を作成・配布します。

今後も年度ごとにガイドブックを改定し、子育て世帯のニーズに対応した内容の充実に取り組みます。

### 【子育てガイドブック配布の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間配付部数(部/年)	580	570	2,750	550	200

## (2) 放課後子ども総合プランの推進

国においては、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、待機児童の解消等の新たな目標が示されました。

本市においても、国や県の施策の動向や地域におけるニーズを見極めながら、受け入れ体制の整備の検討に取り組みます。

### ① 放課後児童保育（放課後児童クラブ）

市内の小学校7校の全学校区において、保護者の子育て支援と児童の健全な育成が図れるよう、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を行います。本市では現在、本宮市社会福祉協議会に運営を委託しています。

また、預かり児童の基準が小学校6年生にまで拡大されたことにより、放課後児童クラブの利用者ニーズは増加する見込みであることから、今後は、受け入れ体制の整備（確保）の検討に取り組みます。

### 【放課後児童保育（放課後児童クラブ）の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年・年間利用人数 (人/年)	312	334	369	372	376
高学年・年間利用人数 (人/年)	55	67	84	118	88
全体・年間利用人数(人/年)	367	401	453	490	464



## ② 放課後子ども教室（遊友クラブ）

子どもたちの健全な育成や安全な場の提供が図れるよう、市内の小学校7カ所で、年間計画による一斉活動をはじめ、子どもたちの要求に合わせた自由遊びの時間等も確保しながら、体育館等での活動や栄養士によるプログラム、ALT（外国語指導助手）による英語プログラム等、様々な体験活動を行います。また、コーディネーター体制の強化やコーディネーター間の連携強化とともに、コーディネーター・スタッフの資質向上が図れるよう、児童支援のための研修会の開催や各種研修会への参加促進に取り組みます。

今後は、放課後子ども教室の充実に向け、スタッフの増員とともに、プログラムの充実やスタッフの資質向上、教室活動の周知等に取り組みます。

### 【放課後子ども教室（遊友クラブ）の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ利用人数(人日/年)	8,535	8,765	7,476	6,863	5,489

## （3）保育サービスの充実

女性の社会進出に伴う、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に取り組みます。

### ① 延長保育事業

市内の全保育所において、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保護者の勤務状況に応じて、午前7時からの早朝保育と午後6時から7時までの延長保育を行います。

### 【延長保育事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ利用人数(人日/年)	652	849	817	803	765

### ② 休日保育事業

保護者の就労や疾病、その他の理由等で、日曜・祝日等の休日に家庭での保育が困難な子どもを対象に、休日に保育を実施する事業です。

本市では現在、日曜・祝日等の休日の保育は実施していませんが、今後のニーズと実施体制整備の可能性及び費用対効果を見極めつつ、実施の検討に取り組みます。

### ③ 夜間保育事業

保護者が仕事等の事情により、午後6時を過ぎて子どもの保育ができない場合、夜間に保育を実施する事業です。

本宮市では夜間保育は実施していませんが、今後のニーズと実施体制整備の可能性及び費用対効果を見極めつつ、実施の検討に取り組めます。

## (4) 子どもの健全育成の推進

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、児童の居場所の提供とともに、地域全体で青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。

### ① 児童館の充実

市内2カ所の児童館において、児童の居場所を提供するとともに、遊びや季節の行事等の多様な活動を行います。本市では現在、本宮市社会福祉協議会に運営補助及び事業委託をしています。

### ② 青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力をもち、人間性豊かな社会人として成長できるよう、各地区の青少年育成推進協議会とともに、その母体となる本宮市青少年育成市民会議を基盤とし、地域ぐるみで青少年の健全育成に向けた運動の推進に取り組めます。

### ③ 世代間交流

放課後子ども教室や学校支援地域本部事業等の活動において、地域の高齢者の方に参加いただき、子どもたちとの交流の推進に取り組めます。

また、活動によっては、高齢者の方に負担がかかってしまうことから、今後は、高齢者の方の負担を考慮しつつ、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流の活性化に取り組めます。

### ④ 親子による交流・自然体験学習

子どもたちの成長過程において、地域や家庭でも「生きる力」を育み、「豊かな人間性」を見出すような体験を積むことができるよう、地域の育成会や母親クラブ等の活動を通して、親子による交流・自然体験学習を行います。

## 基本目標3：妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う仕組みづくり

### (1) 親子の健康支援

妊産婦や子どもをもつ保護者が健康で安心して生活できるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の中で、親子の健康支援の充実に取り組みます。

#### ① 妊産婦健康診査の充実

妊娠届出時（妊娠 11 週まで）に、妊産婦健康診査受診票「母と子の健康のしおり」を交付することにより、妊産婦健康診査費の助成を行います（妊婦一人につき 16 回分交付）。特に貧血や、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病等の病気は、赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことから、定期的な受診を勧奨するとともに、風しん抗体検査や B 型・C 型肝炎検査、子宮頸がん検査、HIV 検査、HTLV-1、GBS 検査等の検査項目の充実を図り、異常の早期発見に取り組みます。

出産後間もない時期の産婦健診費用を助成することにより、体の機能の回復や心の状態の把握をし、産後うつ予防の支援につないでいきます。

また、妊婦自身のむし歯や歯周病予防に向け、妊婦歯科健診の一部助成を行います。

さらに、妊産婦健康診査で異常があった妊産婦に対しては、医療機関等と連携を図りながら電話連絡や家庭訪問を行い、安心して出産を迎え、育児に取り組めるよう切れ目のない支援を提供します。

今後も妊産婦健康診査や妊婦歯科健診の受診率向上に向け、妊娠届出時の受診勧奨に努めていきます。

#### 【妊産婦健康診査事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ利用回数(人回/年)	2,648	2,754	2,556	2,245	2,509

## ② 乳幼児健康診査受診率の向上

「疾病や異常の早期発見（二次予防）と、さらにリスクの早期発見による疾病等の発生予防（一次予防）のために保健指導につなげること」や育児支援の場として、3～4ヵ月児健康診査、10ヵ月児健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査を行います。

また、疾病や異常の早期発見に努め、疾病の発生予防等の保健指導等を行うとともに、子育ての孤立化防止に向け、必要に応じて、関連事業や子育て支援サービス、関係機関等と連携した支援につなげます。

さらに今後も、未把握の乳幼児がでないよう、未受診者に対し、個別での受診勧奨や家庭訪問を行います。

## ③ 生後1ヵ月児健康診査等助成事業

家庭の経済負担の軽減を図り、受診しやすい体制を整えるため、新生児聴覚検査及び1ヵ月児健康診査の費用の助成を行います。

## ④ パパママ教室の充実

妊娠中の生活、出産、育児、栄養や歯の健康等についての理解を深めるとともに、沐浴や妊婦疑似体験を通じ、家族で協力して育児に取り組む意識を高める場となるよう、妊婦とその家族を対象に、パパママ教室を開催します。

今後も、参加しやすい事業内容の検討に取り組みます。

## ⑤ 出産ママタクシー

市内に出産できる医療機関がないことから、安心して出産できるよう、妊娠届出時に、自宅から出産のために市外の医療機関に行く時等に利用できるタクシー券の交付を行います。

## ⑥ 出産ママヘルプ事業

妊娠期や出産後に、家族等から家事や育児の支援を受けることが困難な家庭に対し、ヘルパーを派遣や子育ての支援を行い、安心して妊娠・出産・子育てができる体制を整備します。

## ⑦ 妊産婦・新生児訪問指導の充実

生後4ヵ月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を対象に、保健師と助産師が家庭訪問を行います。支援が必要な妊産婦、新生児に対しては、医療機関や関係機関と情報を共有し、支援につなげます。

また、全対象者の把握に向け、里帰り先市町村への訪問依頼や、里帰りから戻ってからの家庭訪問・来所相談等を行います。

さらに、妊娠届出以降、妊娠期の状況を直接把握する機会が少ないことから、今後は、妊婦訪問や出産後早期の家庭訪問に取り組みます。

### 【乳児家庭全戸訪問事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間訪問者数(人/年)	240	213	188	202	200

## ⑧ 産後ケア事業

家族等から十分な支援が得られず、心身の不調や育児不安を抱える出産後6ヵ月未満の産婦とその子どもを対象に、医療機関や助産所において、日帰りや宿泊で、助産師の専門的なケアを行い、産婦の体の回復や心理的安定を図るとともに、母子とその家族が健やかに生活できる支援に取り組みます。

## ⑨ 乳幼児医療費助成事業

乳幼児をもつ家庭の医療費の負担軽減に向け、6歳到達後の最初の3月31日までの乳幼児（義務教育就学前の児童）が、病気やけが等で保険診療にかかった医療費本人負担分や入院時食事療養費本人負担分の助成を行います。

また、乳幼児の健康を守るため、関連制度の周知に取り組みます。

### 【乳幼児医療費助成事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ件数(件/年)	37,787	37,588	37,389	37,768	35,241
助成額(円)	65,081,262	62,959,454	62,284,074	61,419,347	55,569,889

## ⑩ 小学生医療費助成事業

小学生の子どもをもつ家庭の医療費の負担軽減に向け、12歳到達後の最初の3月31日まで、病気やけが等で保険診療にかかった医療費本人負担分や入院時食事療養費本人負担分の助成を行います。

また、小学生の健康を守るため、関連制度の周知に取り組みます。

### 【小学生医療費助成事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ件数(件/年)	28,724	28,927	27,334	27,366	24,853
助成額(円)	59,153,800	60,686,298	55,812,784	55,402,279	50,585,847

## ⑪ 中学生医療費助成事業

中学生の子どもをもつ家庭の医療費の負担軽減に向け、15歳到達後の最初の3月31日まで、病気やけが等で保険診療にかかった医療費本人負担分や入院時食事療養費本人負担分の助成を行います。

また、中学生の健康を守るため、関連制度の周知に取り組みます。

### 【中学生医療費助成事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ件数(件/年)	9,172	9,608	9,812	9,720	9,801
助成額(円)	20,869,687	22,411,800	23,823,210	21,740,074	24,389,779

## ⑫ 高校生相当医療費助成事業

高校生等の子どもをもつ家庭の医療費の負担軽減に向け、18歳到達後の最初の3月31日まで、病気やけが等で保険診療にかかった医療費本人負担分や入院時食事療養費本人負担分の助成を行います。

また、高校生等の健康を守るため、関連制度の周知に取り組みます。

## 【高校生相当医療費助成事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間延べ件数(件/年)	8,312	8,605	8,453	8,543	8,278
助成額(円)	20,458,610	22,483,599	21,496,851	23,814,956	24,052,286

### ⑬ 子育て支援ネットワークの構築

子育てを支える地域、環境づくりを目指し、子育て支援及び発達支援について、関係機関の連携やサービスの質の向上に取り組みます。

### ⑭ 小児医療の充実

日曜当番医については、安達医師会の協力のもと、内科や小児対応の診療を行い、平日や夜間については、病院群輪番制により対応します。また、夜間の小児の発熱等の急病については、乳児全戸訪問や健康診査時等で救急相談ダイヤルに関する告知を行います。

さらに、本市では小児科専門医療機関が1カ所で、小児科を看板として掲げている医療機関も少ないことから、今後も、地域医師会と連携し、小児医療体制の充実に取り組みます。

## (2) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や食習慣の定着に向け、食に関する学習機会や情報提供の充実に取り組みます。

### ① 妊娠期における食育の推進

妊娠中からの正しい食生活を身につけられるよう、妊婦やその家族に対し、パパママ教室を開催し、栄養士による妊娠期の栄養に関する指導を行います。

また、食育の機会も少ないことから、パパママ教室での情報提供に取り組みます。

### ② 乳幼児期における食育の推進

乳児が最初に口にする母乳やミルクは大切な栄養であり、子どもの発達段階にあった離乳食の進め方は、正しい食事を身につけるための基本です。乳幼児がいる保護者を対象に、乳児全戸訪問や離乳食教室、乳幼児健康診査等の機会を活用し、栄養・食育に関する指導を行います。

### ③ 保育所・幼稚園における食育の推進

市内の保育所、幼稚園において、身近な食材への興味関心を持ち、楽しみながら食事する大切さを伝える食育講座を開催します。また、家庭に対しては、食育に関する記事や話題を取り上げたお知らせの配布等を通じ、家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行います。

さらに、食に関する意識を向上させ食習慣として定着していくためには、保護者との連携が重要であることから、今後は、食に関する保護者の意識向上を図る効果的な活動方法の検討に取り組みます。

### ④ 小中学校における食育学習の推進

市内の小中学校において、家庭科や学級活動等の時間を活用した食に関する学習を行います。また、栄養教諭が授業や個別指導に関わり、専門性を生かした指導ができるよう、食育に関する研修会や福島県で実施している食に関する専門家派遣事業の活用等の取り組みを進めます。

さらに、食に関する意識を向上させ、食習慣として定着していくためには保護者との連携が重要であることから、今後は、食に関する保護者の意識向上を図る効果的な活動方法の検討や継続して指導していくための連携のあり方の検討に取り組みます。

## (3) 思春期保健と次代の親の育成

心と身体の不調和と氾濫する情報の中で、性と心の健康問題が生じやすい思春期の子どもに対し、関係機関と連携を図り、性や喫煙、薬物、心の健康問題等に関する教育や啓発活動等に取り組みます。

また、次世代の親となる子どもに対し、子育ての大切さや素晴らしさを学ぶ場の提供に取り組みます。

### ① 薬物乱用防止対策の推進

乳幼児健康診査や成人の健康診査、健康と福祉まつり等の様々な機会を捉え、ポスターの掲示等の啓発活動を行います。また、各学校ごとに、禁煙教育や薬物についての正しい知識の普及に取り組みます。

### ② 未成年者の人工妊娠中絶の減少

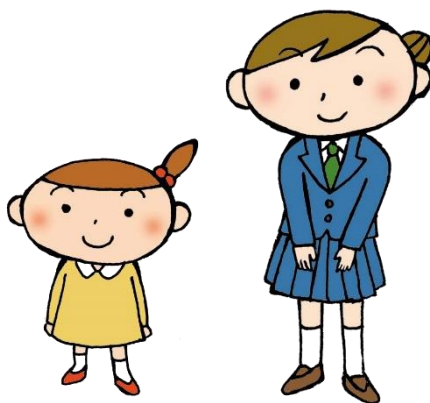
市内の中学校において、性の正しい知識の普及に向け、産婦人科医師や助産師を講師とした思春期教室を開催し、未成年者の人工妊娠中絶の減少につなげるとともに、性感染症の理解を深める学習の充実を図ります。



### ③ 中学生の乳幼児ふれあい体験

中学校区単位で、授業の一環として、地域の保育所、幼稚園との相互交流により、乳幼児とのふれあい体験を行います。

乳幼児と接する機会をつくり、次世代が子どもを産み育てることへの責任と素晴らしさへの認識を深める環境づくりを進めます。



## 基本目標4：子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの推進

### (1) 子どもの安全の確保と快適な生活環境づくり

子どもや子育て家庭が安全・安心に暮らせるよう、公園や道路等の生活環境の整備に取り組めます。

また、子どもが大きな交通事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、交通安全教室の充実とともに、防犯体制や防犯教育の充実に取り組めます。

#### ① 遊び場の整備

子どもが安全・安心に遊べるよう、遊び場の整備を行います。

今後も、遊具の劣化点検を実施し、遊具の点検及び更新に取り組めます。

#### ② バリアフリー化された歩道の整備

子どもや子育て家庭が安全・安心に移動できるよう、歩道のバリアフリー化に取り組めます。

#### ③ 子育て世帯にやさしいトイレの整備

今後建設する公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置等、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に取り組めます。また、新設されたトイレについて、市民への周知に向け、子どもと一緒に安心して過ごせる設備をもつ施設等を紹介する「赤ちゃんほっとステーション」サイトへの掲載や施設でのステッカー掲示を行います。

#### ④ 公営住宅の優先入居

安全・安心な生活環境の形成に向け、老朽化した市営住宅の維持・修繕を行う等、子育て世帯等の多様なニーズに対応する市営住宅の環境整備に取り組めます。

また、住民ニーズにあった戸数の確保が難しいことから、今後も、多様なニーズに対応する市営住宅の環境整備を図るとともに、子育て世帯等が優先して入居できる制度内容についての検討に取り組めます。

#### ⑤ 交通安全教室の実施

交通事故防止及び交通安全の徹底を図るため、保育所、幼稚園、学校、地域等で交通安全教室を開催します。

今後も、さらに充実した交通安全教室となるよう取り組めます。

## ⑥ 防犯指導及び防犯パトロールの実施

子どもを犯罪の被害から守るため、防犯強化を警察に要請していくとともに、いざという時の対処方法等の研修会を開催します。

また、市民や警察、教育委員会等が連携し、子どもが被害に遭う恐れがある場面を想定した具体的対応方法や防犯ブザー等防犯機器の活用方法、「こども 110 番の家」等緊急避難場所に関する意識啓発や周知に取り組みます。

さらに、登校日の午後2時から4時の広報巡回パトロールと市公用車への「子ども安全パトロール中」ステッカーの継続掲示に取り組みます。

## ⑦ こども 110 番の家の設置

不審者に対し、「こども 110 番の家」を示すのぼり旗が抑止力となるよう、市内全域へのぼり旗の設置の推進とともに、「こども 110 番の家」の協力世帯と自治会、子ども会育成会、PTA、警察等が協力して、児童・生徒の安全を守っていく活動に取り組みます。

## ⑧ 防犯ネットワークの強化

自治会や商店街等が、それぞれ地域の实情に沿って防犯活動に取り組むための支援とともに、関連団体や地域の連携強化に向けた支援に取り組みます。

また、防犯活動をする上での意見交換を行いながら、防犯協会、商工会と連携を深めていけるよう、防犯ネットワークの仕組みづくりに取り組みます。

さらに、大切な子どもたちの安全の確保に向け、「子ども安全対策会議」による情報共有や学校・警察連絡協議会等関係団体の連携強化に取り組みます。

## ⑨ 防犯灯の設置

子どもが犯罪等の被害に遭わない明るいまちづくりに向け、市、自治会、商工会等が協力し、街路灯、防犯灯等の設置の推進に取り組みます。

また、夜間の安心を確保できるよう、各世帯においても住まいの外灯を点灯するよう、各世帯の外灯設置の推進に取り組みます。

## ⑩ 書店やコンビニ等の有害な本やビデオ等の氾濫への対応

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピューター・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報について、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的な対応の働きかけに取り組みます。

## ⑪ 携帯電話やインターネットを悪用した犯罪への対応

携帯電話やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用について、子どもたちがネット上のいじめや有害情報、有害サイトを通じた犯罪の被害者にならないよう、本市教育委員会主催の健康・体力向上委員会において、メディアに関する児童・生徒の実態を明確にし、問題点や指導方法等に関する研修と実践に関する情報交換を行い、各校の実態に合わせた適正な利用方法の啓発に取り組みます。

また、子どもの実態や家庭環境の違いが大きく、効果的な方法が見つけにくいことから、今後は、各校の実態に合わせ、外部講師の招へいによる研修の開催等、保護者の協力を得ながら効果的な啓発の検討に取り組みます。

## (2) 家庭・地域の子育て力の向上

子どもを地域全体で育てる観点から、学校や家庭、地域との連携をもとに、子育て家庭の家庭教育への支援とともに、子育てサポーターの養成・配置に取り組みます。

### ① 家庭教育の充実

家庭で子育ての不安を抱く保護者を対象に、乳幼児健康診査時に相談支援を行うとともに、1歳6ヵ月児健康診査や3歳児健康診査には、臨床心理士による相談支援を行います。

### ② 子育てサポーターの養成・配置

不安や負担を感じる保護者に対する子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育てサポーターとなる人材の発掘・養成とともに、その配置に取り組みます。

## 基本目標5：仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みの推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスの支援に向けた取り組みの推進

仕事時間と生活時間のバランスがとれた多様な働き方の実現に向け、事業主や労働者、地域住民等の意識改革を推進するための広報や情報提供等に取り組みます。

#### ① 企業への意識啓発

若い世代が子どもを産み育てやすい職場環境づくりに向け、国及び関係機関等が発行するポスター・チラシの掲示・配布等による意識啓発に取り組みます。

#### ② 労働者への意識啓発

子育てに関わる労働者の働き方の改善に向け、国及び関係機関等が発行するポスター・チラシの掲示・配布等による意識啓発に取り組みます。

また、今後は、関係課と協議し、子育てに関わる必要性を伝える講演会の検討に取り組みます。

#### ③ 労働時間の改善

1日の中で親と子がふれあえる時間を確保するための労働時間の改善に向け、国及び関係機関等が発行するポスター・チラシの掲示・配布をはじめ、様々な機会をとらえた意識啓発に取り組みます。

#### ④ 育児及び病中病後児の介護のための休業制度の周知

働く男女が1歳未満の子どもを養育できるよう、国及び関係機関等が発行するポスター・チラシの掲示・配布をはじめ、様々な機会をとらえた育児・介護休業制度の意識啓発に取り組みます。

#### ⑤ 再雇用特別措置の周知

再雇用特別措置とは、退職の際に、再雇用の希望の申し出をしていた者に対し、事業主が労働者の募集又は採用にあたって、特別の配慮をする措置のことです。

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が再雇用を希望した場合、再雇用特別措置の適用が可能となるよう、国及び関係機関等が発行するポスター・チラシの掲示・配布をはじめ、様々な機会をとらえ、企業への働きかけに取り組みます。

## (2) 家庭生活における両立支援に向けた取り組みの推進

男女がともに子育てをしながら、社会の構成員として仕事と子育ての両立ができるよう、男女共同参画社会づくりを推進するとともに、家庭での子育てに対する意識啓発に取り組めます。

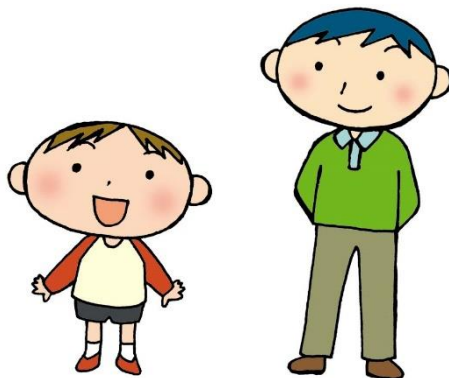
### ① 家庭における両立支援

家庭において、夫婦がともに協力をしながら、仕事と子育ての両立ができるよう、男女共同参画社会づくりや家庭での子育てに関する意識啓発に取り組めます。

### ② 父親の育児参加促進

父親が、妊娠中の生活、出産、育児、栄養や歯の健康等についての理解を深めるとともに、沐浴や妊婦疑似体験を通じて、協力して育児に取り組む意識を高める場となるよう、妊婦とその家族（父親）を対象としたパパママ教室を開催します。

また、父親の育児参加への情報提供の機会が少ないことから、父親が、妊娠届出に来所した際の情報提供に努めていきます。



## 基本目標6：支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな 取り組みの推進

### (1) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の防止に向け、関係機関と連携し、相談体制の充実とともに、支援を必要とする子どもや家庭の早期発見、迅速・的確な対応に取り組みます。

#### ① 相談体制の充実

児童虐待の防止に向け、子どもや家族の悩みごとや心配ごと等を気軽に相談できる窓口となるよう、市の各種窓口や家庭児童相談員をはじめ、地域で各種相談に携わっている民生児童委員、身近な社会福祉協議会の相談窓口等との連携強化に取り組みます。また、家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の資質の向上を図るため、県の相談員研修や児童福祉司任用前研修、虐待に関する研修等への参加促進に取り組みます。

さらに今後は、令和4年度までに、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所・医療機関等との連絡調整等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みます。

#### 【家庭児童相談室の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭児童相談室の 年間相談処理件数(件/年)	2,299	2,137	2,125	2,387	2,594

#### ② 虐待防止体制の整備

児童虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、本宮市要保護児童等対策地域協議会を設置し、関係機関等と連携した情報・考え方の共有を行うとともに、個別ケース検討会議による適切な個別対応に取り組みます。

また、国・県から求められている要保護児童対策地域協議会の機能強化に向け、地域協議会の構成員の拡大や研修会の開催等に取り組みます。

#### 【要保護児童等対策地域協議会の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要保護児童等 対策地域協議会 年間開催回数(回/年)	20	20	20	20	20
年間検討人数(人/年)	381	343	306	261	110

### ③ 養育支援訪問事業の推進

出産後に養育が難しい家庭に対し、子育てへの不安軽減や家事・育児の習得が図られ、適切な養育環境の確保につながるよう、保健師や委託による訪問介護員等が訪問し、必要な保健指導や助言、家事援助を行います。

今後も、妊娠期からの継続的な関わりを持ち、対象者の早期発見・早期対応に取り組みます。

#### 【養育支援訪問事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間訪問者数(人/年)	10	88	0	0	0

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定に向け、生活の自立に必要な相談・指導の充実に取り組みるとともに、児童扶養手当等の経済的な支援を行います。

### ① 相談・指導の充実

ひとり親家庭が抱える問題の早期解決に向け、市の相談窓口や家庭児童相談員等による生活相談・指導をはじめ、関連制度の周知や関係機関との相談ネットワーク体制の充実に取り組みます。

### ② 生活の安定

ひとり親家庭の自立促進に向け、児童扶養手当等の支給をはじめ、ひとり親家庭医療費助成、自立支援教育訓練給付金等の経済的支援を行います。

また今後も、制度の周知徹底に取り組みます。

## (3) 障がい等で支援が必要な子どもの自立支援の推進

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携により、相談体制や障がい児保育の充実等に取り組みます。



## ① 相談体制の充実

1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査の際に把握された発達面で経過観察が必要な子どもに対し、臨床心理士と保健師による「のびのび健康相談」を行います。

また、継続的に経過をみる子どもに対しては、家庭児童相談員による家庭訪問をはじめ保育所や幼稚園と連携した支援を行うとともに、二本松市、大玉村との合同によるすくすく広場等の利用促進を含めた保護者への支援を行います。

さらに、児童発達支援事業所の利用や就学にあたっては、事業所やスクールソーシャルワーカーと連携した支援に取り組みます。

## ② 早期療育体制の整備

障がいをもつ子どもを抱える家庭に対し、療育ニーズの受け皿となる相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、子どもの状況に合わせた療育指導体制の充実に取り組みます。

## ③ 障がい児保育の充実

市内の8ヵ所の認可保育所において、集団生活に対応できる障がい児の受け入れを行います。また、入所前に確実に障がいと分かる児童は一部に限られ、併せて、低年齢児になるほどその判断は難しく、施設ごとに特別支援担当の人員数を確保することが困難な面があることから、適切な受け入れ体制の整備に取り組みます。

さらに、市内に相談支援事業所がなく、保育士と相談支援専門員が不足していることから、今後は、相談支援事業所の市内での開設とともに、保育士と相談支援専門員の確保に取り組みます。

## ④ 放課後児童保育における障がい児受け入れ

障がいのある小学生が、地域の仲間との遊びを通して人間関係等を学びながら、成長していけるよう、市内の各小学校区にある7ヵ所の放課後児童クラブにおいて、同じ学校に通う児童を対象に、学校、家庭と連携をとりながら受け入れを行います。

## 第5章 子ども・子育て支援事業の推進

### 1 子ども・子育て支援事業の基本的考え方

#### (1) 子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」、「仕事と家庭の両立支援」の4つに分かれます。

#### 1. 子ども・子育て支援給付

##### 施設型給付

- 認定こども園 0～5歳  
(幼保連携型、幼稚園型、  
保育所型、地方裁量型)
- 幼稚園 3～5歳
- 保育所 0～5歳

##### 地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

#### 2. 子育てのための施設等利用給付

##### 施設等利用給付

- 幼稚園<未移行>
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等
  - ・認可外保育施設
  - ・一時預かり事業
  - ・病児保育事業
  - ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

#### 3. 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・一時預かり事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・妊産婦健康診査事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 4. 仕事と家庭の両立支援

- ・企業主導型保育事業
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

## (2) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、本市においては、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。

## (3) 教育・保育の認定区分

教育・保育については、以下の区分について、それぞれの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業等
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園（施設型給付園） 認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 事業所内保育事業 等



## 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

### (1) 幼稚園における教育

4、5歳児に対して教育を行う事業であり、本市では1号認定が利用対象となります。

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定(3-5歳)	308	323	323	323	323
	2号認定(3-5歳)	0	0	0	0	0
	合計①	308	323	323	323	323
提供量	1号認定(3-5歳)	540	573	573	573	573
	2号認定(3-5歳)	0	0	0	0	0
	合計②	540	573	573	573	573
過不足②-①		232	250	250	250	250

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- 令和元年度現在、幼稚園が5園あり、既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

### (2) 保育所等における保育

0歳から就学前までの保育が必要な乳幼児に対して保育を行う事業であり、2号認定及び3号認定が利用対象となります。

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2号認定(3-5歳)	348	348	348	348	348
	3号認定(1-2歳)	271	271	271	271	271
	3号認定(0歳)	49	49	49	49	49
	合計①	668	668	668	668	668
提供量	2号認定(3-5歳)	362	377	377	377	377
	3号認定(1-2歳)	274	295	295	295	295
	3号認定(0歳)	50	56	56	56	56
	合計②	686	728	728	728	728
過不足②-①		18	60	60	60	60

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- 令和元年度現在、公立保育所が5園と私立保育所が3園の計8園の保育所がありますが、乳児(0歳児)保育において待機児童が発生しています。今後は、現在の利用状況を把握しつつ、公立保育所・私立保育所定員の見直しを考慮し、需要を満たす方策を検討していきます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：カ所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2	2	2	2	2
提供量②	2	2	2	2	2
過不足②-①	0	0	0	0	0

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- ・利用者支援事業については、令和元年度現在、「基本型」1カ所と「母子保健型」1カ所の計2カ所を整備しており、今後のニーズ量に対し、現状の提供体制を維持することで、十分に確保できる見通しとなっています。

#### (2) 延長保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長等により、通常の11時間保育を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	63	61	60	58	58
提供量②	63	61	60	58	58
過不足②-①	0	0	0	0	0

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- ・延長保育事業については、今後のニーズ量に対して、十分に確保できる見通しとなっています。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。

単位：人/年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	142	142	142	142	142
	2年生	129	129	129	129	129
	3年生	80	80	80	80	80
	4年生	62	62	62	62	62
	5年生	9	9	9	9	9
	6年生	8	8	8	8	8
	合計①	430	430	430	430	430
提供量	1年生	145	145	145	145	145
	2年生	132	132	132	132	132
	3年生	82	82	82	82	82
	4年生	63	63	63	63	63
	5年生	10	10	10	10	10
	6年生	8	8	8	8	8
	合計②	440	440	440	440	440
過不足②-①		10	10	10	10	10

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- 放課後児童健全育成事業については、預かり児童の基準が小学校6年生までに拡大されたことに伴う提供体制の整備を行うことで、今後のニーズ量に対し、提供量を確保できる見通しとなっています。

### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が病気や出産、出張等のため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- 子育て短期支援事業については、令和元年度現在実施していませんが、今後も、利用ニーズを見極めながら、実施の検討をしていきます。

## (5) 地域子育て支援拠点事業

さくらんぼひろば、五百川幼保総合施設、子育てサロン「えぼか」において、子育て親子の交流等の場の提供をはじめ、子育て等に関する相談や援助、子育て関連の情報提供、講習等を実施する事業です。

単位：人回/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2,295	2,226	2,189	2,133	2,115
提供量②	2,295	2,226	2,189	2,133	2,115
過不足②-①	0	0	0	0	0

※単位の「人回」は延べ利用回数

### ■提供体制・確保方策の考え方

- ・地域子育て支援拠点事業については、今後のニーズ量に対して、十分に確保できる見通しとなっています。

## (6) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病、その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、保育所及び幼稚園において一時預かりを行う事業です。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	34,400	34,400	34,400	34,400	34,400
提供量②	34,400	34,400	34,400	34,400	34,400
過不足②-①	0	0	0	0	0

※単位の「人日」は延べ利用人数

### ■提供体制・確保方策の考え方

- ・一時預かり事業については、今後のニーズ量に対し、提供量を確保できる見通しとなっています。

## (7) 病児・病後児保育事業

入院加療はないが保育所での保育ができない児童や、病気回復期、保育中に体調不良になった場合で、保護者の就労や疾病、その他の理由等により、家庭で看護することができない場合に、子どもを、専門の知識をもった看護師や保育士が、保護者に代わって保育する事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- ・病児・病後児保育事業については、令和元年度現在実施していませんが、今後は、利用ニーズを踏まえつつ、広域利用の協定締結等を進め、令和4年度中の利用開始を目指します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／就学児）

小学生の児童をもつ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日/年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	26	27	28	28	26
	高学年	3	3	3	3	3
	合計①	29	30	31	31	29
提供量	低学年	26	27	28	28	26
	高学年	3	3	3	3	3
	合計②	29	30	31	31	29
過不足②-①		0	0	0	0	0

※単位の「人日」は延べ利用人数

■提供体制・確保方策の考え方

- ・子育て援助活動支援事業については、今後のニーズ量に対して、十分に確保できる見通しとなっています。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヵ月までの子どもがいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	227	224	220	217	212
提供量②	227	224	220	217	212
過不足②-①	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・乳児家庭全戸訪問事業については、子育て家庭の状況を把握しながら訪問実施率の向上を目指し、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。



## (10) 養育支援訪問事業

児童虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導・助言やその他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

### ■提供体制・確保方策の考え方

- ・養育支援訪問事業については、情報共有会議を開催し、養育支援が必要なケースや相談等の状況を踏まえ、実情に合わせてヘルパー派遣や相談訪問等の実施方策を検討していきます。

## (11) 妊産婦健康診査事業

妊産婦を対象に、妊娠届出時に健康診査受診票を交付し、妊娠による妊婦の体調の変化を定期的に確認し、医師や助産師等に妊娠・出産・育児に関する相談をして、妊娠期を安心して過ごせるようにする事業です。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2,490	2,455	2,420	2,385	2,327
提供量②	2,490	2,455	2,420	2,385	2,327
過不足②-①	0	0	0	0	0

※単位の「人回」は延べ利用回数

### ■提供体制・確保方策の考え方

- ・妊産婦健康診査事業については、受診率の向上を目指し、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### ■提供体制・確保方策の考え方

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業については、令和元年度現在実施していませんが、実施方法の内容や、実施に向けた方法等について検討を行い、地域の実情に即した方策を講じていきます。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の能力を活用するため、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための新規事業です。

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、令和元年度現在実施していませんが、事業内容や実施を含めた検討を行い、地域の実情に即した方策を講じていきます。



## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者に印刷物を配布するとともに、多くの市民の理解・協力が重要であることから、市のホームページ等を活用して、広く市民に知らせていきます。

### 2 計画の推進体制

本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援に関わる、家庭をはじめとした、保育所、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

### 3 計画の進行管理

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、有識者や子育て支援関係者、市民等で組織される「本宮市子ども・子育て会議」において、定期的に点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

### 4 市民ニーズをすみやかに反映する仕組みづくり

市民の意見、要望、提案を集める体制を検討し、常に市民ニーズを把握することに努めます。また、本市を取り巻く社会情勢の変化や市民ニーズの動向を把握し、柔軟で迅速に計画に反映できるよう取り組んでいきます。

# 資料編

## 1 本宮市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 13 日  
条例第 39 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、本宮市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この条において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 子ども・子育て支援に関心を持つ市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 本宮市子ども・子育て会議 委員名簿

NO.	大分類	団体名	役職名	氏名	備考
1	子どもの保護者	本宮市子ども会 育成会連絡協議会	会長	遠藤 浩光	
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	本宮市商工会	前女性部長	渡邊 薫	副会長
3		子育て関連 NPO 代表	おはなし ボランティア イクタン号 GO 代表	塩田 月子	
4		本宮市教育委員会	職務代理者	谷 明子	
5	子ども・子育てに関し学識経験のあるもの	小学校長代表	五百川小学校 長	安斎 宏之	会長
6		本宮方部民生委員 ・児童委員代表	主任児童委員	伊藤美保子	
7	関係行政機関の職員	公立保育所・幼稚園 長代表	第1 保育所長	増子 公子	
8	子ども・子育て支援に関心をもつ市民	育児クラブ代表	前岩根育児 クラブ代表	増子 朋子	
9		母親クラブ代表	本宮市母親 クラブ連絡協 議会会長	國分 久美	

### 3 策定の経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成31年 2月8日～ 3月7日	子ども・子育て支援事業計画 策定に関するニーズ調査の 実施	■市内在住の小学6年生を除く小 学生以下の子どもがいる世帯の 保護者（配布数：1,882件、有 効回収率：53.9%）
令和元年 8月29日	第1回本宮市子ども・子育て 会議	■子ども・子育て支援事業計画の進 行管理について ■子ども・子育て支援事業計画策定 に関するニーズ調査の結果につ いて
令和2年 1月27日	第2回本宮市子ども・子育て 会議	■第1回本宮市子ども・子育て会議 概要について ■第2期本宮市子ども・子育て支援 事業計画骨子案について
8月6日	第3回本宮市子ども・子育て 会議	■第2期本宮市子ども・子育て支援 事業計画素案について ※新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため書面開催
8月28日～ 9月7日	パブリックコメントの実施	
9月30日	第4回本宮市子ども・子育て 会議	■第2期本宮市子ども・子育て支援 事業計画（最終案）について ※新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため書面開催